

令和3年度 あさぎり町議会第1回会議会議録（第4号）						
招 集 年 月 日	令和3年6月8日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和3年6月11日 午前10時03分		議 長	徳 永 正 道	
	散 会	令和3年6月11日 午後 4時55分		議 長	徳 永 正 道	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出 席 15名 欠 席 1名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	小 谷 節 雄	○	8	山 口 和 幸	○
	2	岩 本 恭 典	○	9	永 井 英 治	○
	3	難 波 文 美	○	10	皆 越 てる子	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	小見田 和行	○
	5	橋 本 誠	○	12	溝 口 峰 男	○
	6	小 出 高 明	○	13	森 岡 勉	○
	7	豊 永 喜 一	○	14	徳 永 正 道	○
議事録署名議員	1番 小 谷 節 雄 2番 岩 本 恭 典					
出席した議会書記	事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 丸 山 修 一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出 席 ○ 欠 席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	尾 鷹 一 範	○	教 育 長	米 良 隆 夫	○
	副 町 長	加 藤 弘	○	教育課長	出 田 茂	○
	総務課長	山 内 悟	○	会 計 者 管 理 者	土 肥 克 也	○
	企画政策 課 長	船 津 宏	○	健康推進 課 長	大 藪 哲 夫	○
	財政課長	田 中 伸 明	○	農林振興 課 長	万 江 幸 一 朗	○
	税務課長	池 上 聖 吾	○	商工観光 課 長	山 口 和 久	○
	町民課長	深 水 昌 彦	○	建設課長	酒 井 裕 次	○
	生活福祉 課 長	養 田 輝 幸	○	上下水道 課 長	林 敬 一	○
	高齢福祉 課 長	木 下 尚 宏	○	農業委員会 事務局長	高 田 真 之	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第4号）

日程第 1	議案第 1 号	あさぎり町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について
日程第 2	議案第 2 号	あさぎり町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案第 3 号	あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第 4 号	あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第 5 号	あさぎり町ヘルシーランド条例及びあさぎり町保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第 6 号	あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第 7 号	あさぎり町道に係る移動等円滑化のために必要な道路構造基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第 8 号	財産（立木）の処分について
日程第 9	報告第 9 号	専決処分した令和3年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）の報告について
日程第10	議案第 9 号	令和3年度あさぎり町一般会計補正予算（第2号）について
日程第11	議案第10号	令和3年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第12	議案第11号	令和3年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第13	議案第12号	あさぎり町役場本庁舎外壁改修工事請負契約の締結について
日程第14	報告第 1 号	専決処分した工事請負変更契約についての議決を一部変更することの報告について
日程第15	報告第 2 号	専決処分したあさぎり町税条例等の一部を改正する条例の報告について
日程第16	報告第 3 号	専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第20号）の報告について
日程第17	報告第 4 号	専決処分した令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の報告について
日程第18	報告第 5 号	専決処分した令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の報告について
日程第19	報告第 6 号	令和2年度繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について
日程第20	報告第 7 号	令和2年度あさぎり町水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
日程第21	報告第 8 号	令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
日程第22	同意第 1 号	あさぎり町教育長の任命同意について
日程第23	同意第 2 号	あさぎり町教育委員の任命同意について
日程第24	同意第 3 号	あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第25	同意第 4 号	あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第26	同意第 5 号	あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第27	同意第 6 号	あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第28	同意第 7 号	あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第29	同意第 8 号	あさぎり町固定資産評価員の選任同意について

- 日程第30 発議第 1号 あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 広報調査特別委員会委員の辞任について
- 日程第32 広報調査特別委員会委員の選任について
- 日程第33 特別委員会の委員長、副委員長の選任結果について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1号 あさぎり町まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について
- 日程第 2 議案第 2号 あさぎり町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3号 あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4号 あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5号 あさぎり町ヘルシーランド条例及びあさぎり町保健センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6号 あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7号 あさぎり町道に係る移動等円滑化のために必要な道路構造基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 8号 財産（立木）の処分について
- 日程第 9 報告第 9号 専決処分した令和3年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）の報告について
- 日程第10 議案第 9号 令和3年度あさぎり町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第10号 令和3年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第11号 令和3年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第12号 あさぎり町役場本庁舎外壁改修工事請負契約の締結について
- 日程第14 報告第 1号 専決処分した工事請負変更契約についての議決を一部変更することの報告について
- 日程第15 報告第 2号 専決処分したあさぎり町税条例等の一部を改正する条例の報告について
- 日程第16 報告第 3号 専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第20号）の報告について
- 日程第17 報告第 4号 専決処分した令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の報告について
- 日程第18 報告第 5号 専決処分した令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の報告について
- 日程第19 報告第 6号 令和2年度繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について
- 日程第20 報告第 7号 令和2年度あさぎり町水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第21 報告第 8号 令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第22 同意第 1号 あさぎり町教育長の任命同意について

- 日程第23 同意第 2号 あさぎり町教育委員の任命同意について
日程第24 同意第 3号 あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第25 同意第 4号 あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第26 同意第 5号 あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第27 同意第 6号 あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第28 同意第 7号 あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第29 同意第 8号 あさぎり町固定資産評価委員の選任同意について
日程第30 発議第 1号 あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31 広報調査特別委員会委員の辞任について
日程第32 広報調査特別委員会委員の選任について
日程第33 特別委員会の委員長、副委員長の選任結果について
-

午前10時03分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。ここで、昨日の一般質問溝口議員の一般質問に対して、町民課長より追加答弁の申出がっておりますのでこれを許可します。町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） おはようございます。昨日の一般質問の中で12番溝口議員からの町内の外国人の人数についてのお尋ねがございました。全体で400名程度そのうちベトナムの方が200人程度というふうに回答しておりましたが、令和3年4月1日時点での住基に登録されております外国籍の方の人数としましては、全体で269名、そのうちベトナムの方が204名でしたので訂正して報告いたします。以上です。

日程第1 議案第1号

◎議長（徳永 正道君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。日程第1、議案第1号、あさぎり町まちひとしごと創生推進基金条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） おはようございます。議案第1号、あさぎり町まちひとしごと創生推進基金条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町の地方創生推進に関わる事業の財源として、法人が寄附した寄附金を活用するため、本条例を制定する必要があります。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい。それでは、議案第1号、あさぎり町まちひとしごと創生推進基金条例の制定について御説明をいたします。本町において、企業版ふるさと納税を本年度から取り組むに当たり、法人が寄附した寄附金を活用するため、あさぎり町まちひとしごと創生推進基金を設置するため、本条例を提案するものです。企業版ふるさと納税は自治体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に最大で寄附額の9割の税額が軽減される制度となっております。2ページをご覧ください。第1条に設置ということで、記載のとおりまちひとしごと創生寄附活用事業として、内閣府に認定された地域再生計画の事業のために、法人が寄附した寄附金を活用することを目的にこの基金を設置するものです。かかる事業

については、次の三つの分類としております。1番、若者が活躍するまちづくり事業、2番、豊かなまちづくり事業、3番、幸せ感じるまちづくり事業、これは町の総合戦略の基本目標と合致しております。第2条で積み立てる額は寄附金の額とし、一般会計予算で定める額の範囲内としています。第3条で基金の管理について規定をしており、第4条で運用基金の処理について、第5条で繰り替え運用について規定をしております。第6条に基金の処分について第1条に規定する目的を達成するため、地方創生に係る先ほど説明しました三つの事業に充てる場合に限り、基金を処分することができるとしております。第7条に委任事項を規定しております。附則で、この条例は公布の日から施行することとしています。産業活性化基金を用いることも検討いたしました。内閣府へ提出した地域再生計画の中で、当該基金の設置根拠となる条例において、その目的が事業単位で特定のもののみに限定されることが明確に定められているものとの規定となっており。また、専用の基金を設置することとしたものです。以上で、まちひとしごと創生推進基金条例の制定についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

(「なし」の声あり)

(「なし」の声あり)

(賛成者起立)

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号

◎議長(徳永 正道君) 日程第3、議案第3号、あさぎり町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第3号、あさぎり町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 生活福祉課長。

●生活福祉課長(蓑田 輝幸君) はい。議案第3号について説明いたします。当条例の改正は、国の基準の一部改正によりまして、あさぎり町の条例におきましても、あわせて改正するものであります。基準をあわせ、用語整理を行うものであります。新旧対照表にて説明をいたします。3ページをお願いいたします。第42条第4項第1号に(同法第73条第1項の規定により読替えて適用する場合を含む)閉じるを加え、第5項の最終行にあります行うものを行う施設と改めます。2ページをお願いいたします。附則となります。この条例は公布の日から施行する。以上、説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、原案、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号

◎議長(徳永 正道君) 日程第4、議案第4号、あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第4号、あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、議案第4号について説明いたします。当条例の改正は国の基準の一部改正によりましてあさぎり町の条例におきましてあわせて改正するものでありまして、基準に合わせまして用語整理を行うものであります。新旧対照表にて説明をいたします。3ページをお願いいたします。第6条第1項の中ほどですが、第3号を以下この条に改めます。4ページになります。同項第3号のこの号の後に、及び第4号、第1号を加え、第6条第5項の2行目、うちの後の読点を除し、最終行にあります行うものを行う施設と改めます。2ページをお願いいたします。附則となります。この条例は公布の日から施行する。以上、説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、議案第5号、あさぎり町ヘルシーランド条例及びあさぎり町保健センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第5号、あさぎり町ヘルシーランド条例及びあさぎり町保健センター条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町ヘルシーランド及び上保健センターの施設再編に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。議案第5号について説明をいたします。まずは、あさぎり町ヘルシーランド条例についてでございますが、社会福祉協議会が使用しておりましたデイサービスセンターと、デイサービスセンターにつきまして再編し条例を一部改正するものです。新旧対照表にて説明をさせていただきます。5ページをお願いいたします。施設につきましては、第3条第1号を、温泉センター、第2号を交流センター、第4条第1号を温泉センター、第2号を交流センターは、住民の交流や健康づくり、その他文化的な利用に資する事業に改めます。休館日につきましては、第6条第1項第1号を温泉センター、第2号を交流センターとし、6ページになります。12月29日から翌年1月3日までに改めます。第3号につきましては、施設の維持管理及びを追加し、及びを並びに改め、第4号として衛生管理に係る感染防止対策を図る必要があるときを追加します。第7条第2項を前項に規定する利用可能な施設は原則として別表第1に規定する施設とするに改め、第3項に全2項の規定に基づき、施設を利用する者は、別表第1に指定がある場合、あらかじめ別に定める利用申請書により許可を受けなければならないを加え、以下の項番号につきましても、改めます。利用時間につきましては、第8条施設の利用時間は別表第1のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは、時間外に利用することができると改めます。第11条第2項の下段にあります開館時間を利用時間に改めます。7ページになります。第12条第1項第1号を第4条第1号に、第5号のセンターを温泉センターに改めます。別表第1につきましては施設名を改め、大広間及び交流センターの利

用時間等、利用時間を改めております。別表第2につきましては、箇条書であったものを表に改めまして、温泉センターの定期券につきまして、2か月定期券8,400円に改め、交流センターの使用料及び空調の使用料を定めております。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。9ページをお願いいたします。健康推進課所管のあさぎり町保健センター条例の一部改正について、新旧対照表により説明いたします。左側の現行の第2条中、名称、あさぎり町上保健センター、位置、あさぎり町上北1,874番地を削除し、右側の改正後案のとおりとするものです。4ページをお願いいたします。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号

◎議長（徳永 正道君） 日程第6、議案第6号、あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第6号、あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置延長に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） はい。それでは、第議案第6号について説明いたします。今回の改正につきましては、減免措置に対する国の財政支援が令和3年度分までに延長されたことから、本町においてもその支援策を延長するものでございます。また、厚労省からの令和3年事務連絡での基準の表記に合わせて改正を行うもので運用内容を明文化するものでございます。3ページ、新旧対照表をお願いいたします。附則第9条第1項、現行を令和3年3月31日を令和4年3月31日に改正します。下から4行目、第1項第1号以降の改正は、運用内容を明文化するものでございますが、以下、主たる生計維持者というを追加し、第2号におきましても主たる生計維持者に改め、次のページをお願いいたします。第2号ア、イの改正につきましても、運用内容を明文化するもので、改正前後での実質的な違いはないものでございます。2ページをお願いいたします。附則といたしまして、1、施行日は公布の日から施行し、改正後の附則第9条第1項及び事項の規定は、令和3年4月1日から適用することとしております。また、経過措置の令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の第9条第1項の規定の適用につきましては、税制改正に伴う介護保険制度における所得指標の見直し規定の経過措置でございます。説明は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第6号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号

◎議長（徳永 正道君） 日程第7、議案第7号、あさぎり町道に係る移動等円滑化のために必要な道路構造基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第7号、あさぎり町道に関わる移動等円滑化のための必要な道路構造基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 議案第7号について説明いたします。今回の改正につきましては、通称バリアフリー法を根拠法令としております。移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令が一部改正されていますので、あさぎり町における関係条例につきまして、一部を改正するものです。改正の要点としましては、高齢者、障害者の移動等を円滑にするために、環境整備基準の拡大としまして対象施設が追加となるものでありまして、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、旅客特定車両底流施設にしましての追加ということになります。12ページをお願いいたします。新旧対照表にて説明いたします。第2条につきましては、引用しております省令の名称が変わりましたので、それにより変更となるものです。第3条と第4条につきましては、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路の基準が追加となり、改正するものです。13ページをお願いします。第5条と第6条につきましても同様に自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路の基準が追加となり改正するものです。第12条につきましては次のページになりますが、エレベーターへの画像設備の設置に関する事項としまして第5号中に追加となります。15ページをお願いします。第6章としまして、旅客特定車両停留施設の構造に関しまして第30条から以降21ページの第40条までが新しく追加するところになります。停留施設に関する規定としまして、通路の幅員や乗降場の構造などの規定が追加となりますが、追加条例の説明につきましては省略させていただきます。22ページをお願いします。第41条につきましては、停留施設に関する部分の追加となります。23ページをお願いします。第42条と第43条につきましても、同様に停留施設に関して追加するものです。24ページをお願いします。第44条につきましては、自転車歩行者専用道路等と停留施設に関しまして追加するものです。なお、この条例は公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号

◎議長（徳永 正道君） 日程第8、議案第8号、財産、（流木の処分）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第8号、財産、（流木）の処分について提案いたします。提案理由を申し上げます。地方自治法第96条第1項第8号及びあさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。それでは、議案第8号について御説明申し上げます。今年度上地区ビハ公園北側の杉、ヒノキを全伐を行います。その処分価格につきまして700万円を上回る見通しであることから提案を行うものです。伐採面積につきましては、2.4ヘクタールと、近隣の0.19ヘクタールを合わせた2.59ヘクタールとなっているところです。説明は以上となります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第9 報告第9号

◎議長（徳永 正道君） 日程第9、報告第9号、専決処分した令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第1号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第9号、専決処分した令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第1号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それでは報告第9号について御説明申し上げます。4ページをお願いいたします。朗読させていただきます。令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第1号、令和3年度あさぎり町の一般会計補正予算第1号は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ577万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億1,108万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年4月6日専決でございます。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に伴うものでございます。9ページをお願いいたします。歳入でございます。上の枠の目1地方交付税ですが、今回の補正の財源調整として普通交付税で調整を行っております。財政課所管分につきましては以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、健康推進課所管分の御説明いたします。同じく9ページでございます。歳入です。2枠目の目3衛生費国庫補助金、節2衛生費国庫補助金の新型コロナウイルス接種体制確保事業補助金につきましては、歳出で説明いたしますコロナワクチン接種に係る費用分として補助を受けるものでございます。10ページをお願いいたします。歳出です。1枠目の目6予防接種事業費、節1報酬、節3職員手当、節4共済費の社会保険料、節8旅費の費用弁償につきましては、会計年度任用職員12名分として計上したものです。当初会計年度職員を8名雇用して、コロナワクチン接種を計画しておりましたが、3月24日の午後にワクチン接種のシミュレーションを実施し、会場全体の動線や案内などを総合的な検証をした結果スタッフ数が12名ほど足りないことが確実となり、4月27日から始めるワクチン接種のため急遽スタッフを募集し、体制を整える必要があったためお願いしたものでございます。節11役務費のボランティア派遣手数料につきましては、ワクチン接種の体制の中で、歩いて行動されるのが難しい方がおられます。そのときに準備しております車椅子を使って会場に入ってもらい、専用の場所で接種をしていただいております。そのときの自動車から降りられて車椅子に乗られ会場に入るまでの補助、会場内でも家族の方が一般のところで接種をされるため付添いが出来ない場合がございます。そのような会場内での補助をしていただく方を社会福祉協議会の有償ボランティア派遣事業により接種日に限り時間をお願いするため手数料を計上いたしました。節13使用料及び賃借料の照明リース手数料につきましては、ワクチン接種グループの事務室を文化ホールのコミュニティーホールに設置しております。施設内の照明を事務デスク上の天井のところに集約いたしましたが、事務に必要な明るさが確保出来ないことから、また、期間が4月から9月までの間と限定しているため、簡単に設置して利用できる照明機器をリースするために計上したものです。以上、健康推進課の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。それでは、総務課より、給与費明細の説明を申し上げます。11ページをお願いいたします。今回の特別職の補正はございません。次に、12ページをお願いいたします。一般職ですが、アの会計年度任用職員以外の職員の補正はございません。13ページをお願いいたします。健康推進課からの説明のとおり、イ会計年度任用職員12名分の報酬、職員手当、共済費を補正しております。職員手当の内訳でございますが、期末手当の増額でございます。以上で、給与費明細についての説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。報告第9号、専決処分した令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第1号の報告について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第10 議案第9号

◎議長（徳永 正道君） 日程第10、議案第9号、令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第9号、令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第2号について提案いたします。令和3年度あさぎり町の一般会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第

1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,053万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,161万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それでは議案第9号について御説明申し上げます。2ページの続きを朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。第二条債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為による。第3条地方債の追加及び変更は第3表地方債補正による。今回の補正は主に4月の人事異動に伴う人件費、それから昨年の7月豪雨災害に伴うもの。また地方創生臨時交付金事業について計上しているものでございます。6ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正です。2件の追加でございます。内容につきましては担当課より御説明申し上げます。次の7ページをお願いいたします。第3表地方債補正です。追加としまして、くま川鉄道災害復旧事業2,360万円を追加し、変更としまして2件の事業について表の右側の補正後の限度額のとおり変更するものです。変更につきましては、2件で500万円を減額するものでございます。次10ページをお願いいたします。歳入でございます。1番上の枠の目1地方交付税ですが、今回の補正予算の財源として普通交付税で調整をするものです。以上で財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは、総務課所管分の説明を申し上げます。6ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございます。番号1の庁舎用幅広複合機賃借につきましては、福祉センターの幅広複合機の更新を5年間の賃借により行うものでございます。次に、歳出を説明いたします。13ページをお願いいたします。まず、今回の補正では、一般職の給与費につきましては、本年4月1日の人事異動による科目間または会計間の組替え、並びに諸手当における支給要件の変動などによる所要の額を補正するものでございます。このことから、各科目及び特別会計での給与費に係る補正の説明は省略させていただきます。それでは、総務課所管分の説明をいたします。14ページをお願いいたします。2枠目の枠で目6財産管理費、節13使用料及び賃借料のコピーリース料につきましては、福祉センターの幅広複合機導入に伴うリース料を増額補正するものでございます。その下、節17備品購入費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして支所や本庁舎待合フロア各課執務室に設置する空気清浄機29台分、また、新型コロナウイルス感染症対策事業などに従事する職員の事務机といす6台分、新型コロナウイルス感染対策関連の事務機器としまして、複合機1台の導入により増額補正するものでございます。次に、24ページをお願いいたします。3枠目の目2非常備消防費、節17備品購入費につきましては、今後の豪雨水害に備え、6人乗りの船外機付きゴムボート3艇と救命胴衣18着分の導入により増額補正するものでございます。次に、給与費明細を説明申し上げます。28ページをお願いいたします。まず、特別職におきましては、農業委員及び教育委員の報酬の増額を行っております。このことから、総額は各表の比較の欄に示しており、また補正後補正前の額は各欄のとおりでございます。次に一般職の給与について説明いたします。29ページをお願いいたします。一般職におきましては、本年4月1日の人事異動による科目間または会計間の組替え、諸手当における支給要件の変動などによる所要額を補正しております。30ページをお願いいたします。会計年度任用職員では、勤務体制の確保のための増額として新たに任用する6名分の給与費を補正しております。今回の補正の総額は、各表の比較の示すとおりであり、補正による補正後補正前の額は格段のとおりでございます。次に、31ページをお願いいたします。今回の給与費の補正は、人事異動によるものであることから、その事由はその他の増減分に区分するものでございます。以上で総務課所管分について説明を終わります。

す。

◎議長（徳永 正道君） 企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい。企画政策課所管分について説明をいたします。10ページをお願いいたします。歳入です。上から2番目の枠で目1総務費国庫補助金の節4地方創生臨時交付金です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、今回の第2号補正予算で計上している各事業に充当している額となります。次に、11ページをお願いいたします。上から2番目の枠で目1総務費県委託金の節1統計調査費委託金の学校基本調査交付金ですが、当初予算で1万4,000円を計上しておりましたが、交付決定内示が増額できた関係で、事務執行上歳出予算とあわせて組む必要があり、少額であります但補正計上をしております。その下の枠で目1指定寄附金で、令和2年3月に内閣府へ地域再生計画を認められて本年度から始める企業版ふるさと寄附金の寄附見込額を計上をしております。その下の枠で目4雑入、くま川鉄道再生協議会の派遣職員の人件費負担金です。12ページをお願いいたします。上の枠目6災害復旧費で、節2公共土木施設災害復旧事業債のくま川鉄道災害復旧事業債です。後の歳出のほうで説明をいたしますくま川鉄道経営安定化補助金の災害復旧分に充てる起債の額を計上をしております。7ページの第3表地方債補正の表にも追加で追加分ということで掲載をしております。次に、14ページをお願いいたします。歳出で上から4番目の欄で、目8電子計算費、節12委託料の自治体中間サーバープラットフォーム移行委託料、これはマイナンバーがひもづいている自治体中間サーバープラットフォームの機器入替え後に旧装置を撤去する分の経費であります。その下節13使用料及び賃借料ですが、人事異動等により職員利用端末台数に追加の必要が生じた分を計上をしております。その下の目14基金費の節24積立金で、まち・ひと・しごと創生推進積立金ですが、歳入で計上いたしました企業版ふるさと寄附金を今回新設しましたまち・ひと・しごと創生推進基金に積み立てるものです。その下、目17ふるさと寄附対策費の節12委託料で、ふるさと寄附管理システム改修委託料ですが、システムを改修することにより、メールでの通知が可能となり経費削減となることからシステム改修を行うものです。説明の欄のその下企業版ふるさと寄附金総合支援業務委託料は、今年度から導入する企業版ふるさと納税の寄附募集業務を代行して寄附企業へのアプローチやコーディネートを行うプラットフォームを担っていただくものです。歳入のほうで当面の寄附額を100万円計上しておりますので、その10%と消費税分を計上をしております。説明欄のその下企業版ふるさと寄附金申込み受付業務委託料は、企業版ふるさと寄附があった場合の寄附金の受領から送金業務を担ってもらうポータルサイトの委託料となります。16ページをお願いいたします。1番上の枠で、目2学校基本調査費の節10需用費ですが、歳入で説明しましたように交付決定内示額が増額となった関係で少額であります但増額計上するものです。次に、27ページをお願いいたします。災害復旧費の目2その他公共施設公用施設災害復旧費の節18負担金及び交付金ですが、くま川鉄道経営安定化補助金の災害復旧分です。令和3年度分の特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業に対する国の内示があり、また人吉球磨10市町村の負担割合等も決定したことからあさぎり町の負担分について計上するものです。歳入でも説明いたしましたとおり、計上額に対して起債を充てておりまして、充当率は100%、後年度の交付税措置率は95%となっております。以上、企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中ですけれども、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時06分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。それでは、町民課所管分について御説明申し上げます。10ページになります。歳入です。2枠目の上段、目1総務費国庫補助金、節1戸籍住民基本台帳費補助金になります。これは、歳出に計上しております会計年度任用職員事務補助員2名分のうち、個人番号カード事務費に係る会計年度任用職員分の人件費及び社会保険料につきましては、補助されるものから1名分を計上しております。15ページをお願いします。歳出になります。歳入で説明しました個人番号カード事務に係る会計年度任用職員1名分と、町民課事務補助の会計年度任用職員1名分、計2名分の人件費になります。2枠目、目1戸籍住民基本台帳費、節1報酬、節3最下段の期末手当、節4社会保険料、節8旅費、通勤手当になります。合計の332万8,000円を計上しております。以上で、町民課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。生活福祉課所管分について説明いたします。まず歳入から説明いたします。10ページをお願いいたします。中枠2段目になります。款15、項2、目2、節2の児童福祉総務費補助金ですが、保育所の延長保育費やマスク、消毒液などの消耗品等新型コロナウイルス感染症対策の子ども子育て支援事業費に対し、国の負担分3分の1を受け入れるものであります。その下、節5低所得子育て世帯生活支援特別給付金は、昨年度も、低所得の子育て世帯生活支援として事業が実施されましたが、今年度も高校生までを対象に事業が実施されるもので、その事業費を受け入れるものであります。3枠目、上段の款16、項2、目2、節4の児童福祉費補助金ですが、子ども子育て支援事業費の県負担分である事業費3分の1を受け入れるものでございます。17ページをお願いいたします。歳出になります。2枠目、上段の款3、項2、目1、節18、負担金補助及び交付金の中の障害者保育事業補助金ですが、障害児の受入れにおいて保育士を加配している保育園等に対し対象園児数に応じて補助をするもので、当初予算では30人分を試算しておりましたが、43人の申請があったため増加分の13名分730万8,000円を補正するものであります。その下新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金につきましては、令和2年度からの継続事業となりますが、コロナ対策として延長保育や消毒液などの経費に対して補助をするものでございます。2段目の目6低所得子育て世帯生活支援特別給付事業費ですが、児童手当、児童扶養手当を受給されているあさぎり町のひとり親世帯183世帯へは5月11日に県から支給済みとなっております。その他の世帯分として住民住民税非課税者や家計急変者に対しまして支給するもので、その事業費として計上しております。18ページになります。郵送、失礼しました。その中で事務費としまして時間外手当や消耗品、印刷製本費、郵送費、口座振替手数料、電算システム改修委託料の82万3,000円を事務費として計上しております。また、高校生までの子供1人当たりの給付金5万円の264名分、1,320万円を計上しております。生活福祉課所管分については以上です。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（木下 尚宏君） はい。それでは、高齢福祉課所管分について御説明いたします。16ページをお願いいたします。下の枠、民生費の目2老人福祉費、節17備品購入費になります。新型コロナウイルス感染予防のため、外出を自粛する高齢者の健康2次被害予防事業といたしまして、昨年度から町で実施しております認知症予防の脳いきいき教室で使用しているカードパズルのセット及び内容説明DVDの購入代でございます。今回、感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、各サロン実施会場に配布する計画でございます。高齢福祉課所管分については以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、健康推進課所管分を御説明いたします。10ページをお願いいたします。歳入です。2枠目の目3衛生費国庫補助金、節2衛生費国庫補助金の新型コロナウイルス接種体制確保事業補助金につきましては、歳出で説明いたしますコロナワクチン接種に係る費用分として補

助を受けるものです。16ページをお願いいたします。歳出です。2枠目の目2老人福祉費、節3職員手当等の時間外勤務手当につきましては、4月27日から須恵文化ホールで毎週3日間午後の時間に新型コロナワクチンの接種、集団接種を行っております。この接種業務に健康推進課から交代しながら6名ずつが携わっております。このことから平日の通常業務の時間の確保が出来ないため時間外で対応する必要があり、今回その見込額の増額をお願いするものです。17ページをお願いいたします。1枠目の目6国民健康保険事務費、節3職員手当等の時間外勤務手当につきましても、新型コロナワクチン集団接種に伴います通常業務の時間外手当の増額をお願いするものです。18ページをお願いいたします。1番下の枠の目1保健衛生総務費、節3職員手当等の時間外勤務手当につきましても、新型コロナワクチン集団接種に伴います通常業務の時間外手当を増額をお願いしているものです。19ページをお願いいたします。目4健康増進事業費、節3職員手当等の時間外勤務手当につきましても新型コロナワクチン集団接種に伴います通常業務分の時間外手当の増額です。節10需用費の印刷製本費の増額は、当初では5月にコスモの特定と後期高齢者健診、日赤によります腹部超音波、胃がん、子宮がん検診などの集団検診を予定しておりましたが、新型コロナワクチン接種業務が入りましたので延期することとなりました。日程調整を行いました、コスモの健診が9月に、日赤による検診が11月と一緒に実施することが出来なくなりました。そのため検診の案内用封筒が2回分必要となったため、不足する額の増額をお願いするものです。節22償還金利子及び割引料につきましては、例年集団健診等による結果に基づき健康増進事業として健康相談や教育、訪問指導を行っており、その3分の2の国庫補助金をもらっております。令和2年度におきまして実績が確定し補助をもらい過ぎておりましたので令和3年度の予算で計上し返還するものです。目5母子保健事業費の節3職員手当等の時間外勤務手当につきましても、新型コロナワクチン集団接種に伴います通常業務分の時間外手当の増額です。目6予防接種事業費、節3職員手当等の時間外勤務手当につきましても、新型コロナワクチン集団接種に伴います通常業務分の時間外手当の増額です。節10需用費の消耗品費の増額ですが、消毒液、消毒用タオル、コピー用紙やインク代など、ワクチン接種会場の消毒や今後の接種案内に係る印刷代等をお願いしております。節13使用料及び賃借料の増額は、会計年度任用職員の事務用パソコンと文化ホール内のコピー機を使用しており、その増額をお願いするものです。節17備品購入費の増額は、接種会場内の空調が故障しているため、故障している場所があるため、大型冷風機や換気用の大型扇風機の購入をお願いするため増額をお願いしております。目7健康づくり推進事業費、節3職員手当等の時間外勤務手当につきましては、新型コロナウイルス集団接種に伴います通常業務分の時間外手当の増額でございます。節22償還金利子及び割引料の増額ですが、令和2年度に実施した自殺対策推進事業について、実績が確定したことにより補助金の返還金を令和3年度で計上したものです。目9保健センター管理費、節10需用費の修繕料につきましては、既に修繕を行っておりますが、今後修繕見込額が不足することが見込まれるためその分を増額をお願いするものです。以上健康推進課の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） 農業委員会所管分のについて説明いたします。20ページをお願いいたします。2段目、目1農業委員会費、節1報酬の農業委員会報酬につきましては、本年4月12日までで退任された農業委員10名、1名は職務代理の報酬を月額で1か月分支給するため計上しているものです。以上で農業委員会所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） それでは、農林振興課所管分の説明を申し上げます。10ページをお願いいたします。歳入になります。最下段の枠、目4農林水産事業費県補助金、節2農業費補助金の担い手づくり支援交付金事業助成金は、融資主体型の事業で、本年度1件の経営体が17ポイントで採択され、補助

率3分の1により補助金を受け入れるものになります。次に20ページをお願いいたします。歳出になります。下段の枠、目4農業振興費、節18負担金補助及び交付金の農業振興事業補助金は、当初10名分の予算額をいただきましたが、本年度新規の対象者が令和3年3月末開催の農政座談会等で周知を図ったことなどにより大幅に増加する見込みでありまして、増額をお願いするものとなります。次に、目5農業経営基盤強化促進対策事業費、節18負担金補助及び交付金の担い手づくり支援交付金事業助成金は、歳入で説明をいたしました1件の農家が、5条刈りコンバインとトレーラーを導入されるものに対して交付するものとなります。次に、目16農地費、節15原材料費は、集中豪雨等小規模な被害復旧の際に必要な材料代などの増額をお願いするものとなります。以上で、農林振興課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（山口 和久君） はい。商工観光課所管分を御説明いたします。11ページになります。4枠目、目4、節1、2行目の人吉球磨観光地域づくり協議会派遣職員負担金になります。当初予算におきまして概算で予算を組んでおりましたが、その実績により負担金を減額するものでございます。次に歳出です。14ページになります。5段目、目14、節24、1行目の令和3年度産業活性化基金の利子見込み分を計上するものです。歳入分につきましては当初予算にて計上しております。22ページをお願いいたします。1枠目節12で、あさぎり町出身の大学生等がコロナウイルス感染拡大防止のため帰省も出来ないことやアルバイト等も出来ない状況なので、町の推奨商品等を送る学生応援事業を実施するために計上するものです。同じく節18熊本県による県内全域に時短要請があったことにより全面的に協力いたしました飲食店等に対し協力金が支払われますが、その1割分を町が負担するため計上するものです。2枠目、節18人吉球磨観光地域づくり協議会派遣職員負担金。これにつきましては錦町から8月まで派遣されておりました職員の人件費、実績による負担金として計上するものです。以上が商工観光課所管分です。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。10ページをお願いいたします。歳入でございますが、2枠目の目4土木費国庫補助金、節2道路橋梁費補助金につきましては、労働事業に対しましての補助金の内示によりまして増額するものです。節3住宅費補助金につきましては、住宅改修工事に対しましての補助金になりますが、同様に補助金の内示がありまして減額するものです。3枠目の目5土木費県補助金、節2河川費補助金につきましては、土砂災害特別警戒区域におきまして、住宅を移転する事業への補助金になりますが、町が交付します補助金に対しまして県からの補助金を受け入れるものになります。11ページをお願いいたします。最下段の枠の目2農林水産業債、節1農村地域防災減災事業債につきましては、県で実施されます防災ダム事業に伴います町の負担金を対象としておりますが、負担金のうち起債の対象とならないものがありますので減額としております。目3土木債、節1道路橋梁債につきましては、道路事業に対する補助金が増額となったことによりまして減額とするものです。20ページをお願いいたします。歳出でございますが、2枠目の目18清願寺ダム管理費につきまして、次の21ページになりますが、節18負担金補助及び交付金につきましては、県が実施します防災ダム事業の事業費が増額となったことによりまして、負担金につきましても増額となるものです。23ページをお願いいたします。2枠目の目2道路維持費、節12委託料につきましては、補助金の内示によりまして変更するものですが、調査設計委託料としまして橋梁長寿命化修繕計画の委託料を増額するものです。節14工事請負費につきましては、舗装補修などの事業に対しましての補助金の内示によりまして変更と、追加としまして排水対策になりますが、町道久保上線の流末排水工事につきまして増額とするものです。24ページをお願いいたします。1枠目の目3砂防費、節18負担金補助金及び交付金につきましては、歳入で説明しました土砂災害特別警戒区域におきまして住宅を移転する事業に対しまして、県から受入れた補助金を交付するものですが、住宅の除却という

ことで1件の申請がっておりますので予算を計上するものになります。以上で、建設課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） それでは、上下水道課所管分について御説明いたします。19ページをお願いいたします。歳出でございます。目の最下段、目10水道費、節18負担金補助及び交付金、説明欄の上段の水道事業特別会計補助金につきましては、職員の人事異動により総務省通知の繰り出し基準に基づく一般会計繰出金の児童手当分を減額するものでございます。説明欄の最下段の令和2年7月豪雨による給湯機器等災害補助金につきましては、昨年の7月豪雨によりまして、岡原地区第1浄水場の送水管、配水管及び軟水化装置が大きな被害を受けたところでございます。被災後水道水の硬度が高くなった影響で、給水区域内の給湯機器が目詰まりを起し故障する案件が多数発生しまして被災された町民の皆さん、皆様から補助の御要望を多数いただいたところでございます。よって今回現在町に御報告いただいている被害額をもとに9割補助で算出しまして災害補助金として計上したものでございます。上下水道課所管分は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 教育課所管分について御説明を申し上げます。歳入より説明いたします。11ページです。1枠目です。目7教育費県補助金、節1教育費補助金、学習支援員配置事業補助金を計上しております。補助対象経費は、学習支援員の報酬費、期末手当、旅費の総額が対象でございます。補助率は2分の1以内でございます。次に、歳出を説明します。24ページでございます。4枠目です。目1教育委員会費、節1報酬、教育委員報酬を増額しております。4月途中で教育委員が交代したため、ひと月分の教育委員報酬の不足分が生じたためでございます。次に25ページをお願いいたします。1枠2段目でございます。目3教育振興費、節7報酬費、報償費、表彰報償金及び節10需用費消耗品費と印刷製本費の増額は、増額計上につきましては、昨年度に引き続き本町の小中学生を対象として新型コロナウイルス感染症拡大防止標語等の作品を募集する経費でございます。今年度は標語とともに絵画を募集いたします。応募された優秀作品を使って啓発ポスターを作成し、保育園、学校、役場、店舗等に掲示し、感染防止を図るものでございます。2枠目、目1学校管理費、節1報酬、節2職員手当等、節4共済費、節8旅費の増額計上は、中学校へ配置します学習支援員4名分の経費となります。義務教育最終学年でございます中学3年生は、コロナ禍の影響により基礎学力に課題がございます。このため熱い手立てが必要ということから、各クラス1名の学習支援員を配置するものでございます。また、夏休みなどの長期休暇中は、中学生を対象とした学習相談会を開催する予定でございます。26ページをお願いいたします。1枠目です。目2公民館費、節18負担金補助及び交付金、公民分館と施設整備補助金の増額計上は、公民分館の修繕等についての補助金でございます。補助率は3分の1でございます。今回対象件数は8公民分館となります。2枠目、2段目です。目2体育施設費、節12委託料、相続人等調査業務委託料の増額計上は、深田高山運動公園内に5件の民有地の存在が判明しましたので、町への所有権移転登記手続を進めるため、相続人を明確にする必要がございます。そのための相続相関図等作成の委託料となります。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 以上で終わりですかね。説明漏れありませんか。提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 3番難波です。生活福祉課に1点お尋ねいたします。17ページです。民生費の中で、負担金補助及び交付金、障害児の保育事業補助金ということで、738万円の説明がありました。これは保育士の加配をされた園にということなんですけれども、43名申請があった。そのうち13名分にこの補助金ということでお伺いしたんですけれども、聞き違いではないかちょっと確認をしたいので質

問いたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。この事業につきましては、予算上43名の補正をお願いしたところでございますが、そのうち5名分につきましては、この今後の転入等に備えて、転入してくる子供さんたちの受入れ時においてのそういう障害のあるお子様に対応するための予備の部分も含んでおりまして、その部分が5名分ございますので、今園から提出されて報告されております人数につきましては、30名の予算に對しまして8名、8名の増加分の申込みとなっております。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） では先ほどおっしゃったのはこれは先生、保育士の増加とかそうではなくって、障害児の方の数ということだったんですかね。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） すいません。説明不足ですいません。対象児童の人数ということになります。はい。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。1点上下水道課にお伺いしたいと思います。ページは19ページでございます。水道のです。水道費の中です。令和2年7月豪雨による給湯器等災害補助金が計上されてございます。非常に被害に遭われた方にとっては助かることでございまして、当地区としては、私たちは感謝してるところでございますけど一応補助金ということで、7月豪雨に由来するエコキュートの何ですかね故障といいますか。ということなのか、特定するのにどういうふうな方式を元に使われて補助対象を絞られたのか。それと周知は十分出来ているのかということですね。それからこれがですねそれが揺らいで、まだ年限を切らないと今後もそういう申請が上がらないとも限らないんですけど、その辺のところのお考えはどうか。それから今の硬度の推移ですね。質問したときにですね軟水化装置の点検業務を専門家に委ねたいということで町長はお答えになっておりましたけど、今の硬度の推移ですね、7ぐらいで推移しているのか。過去にもこのエコキュートのみでなくて、湯沸器等でもかなりこういう故障があつてですね、もう仕方ないということで自分で替えてたんですけど、そういうのが今後また出ないとも限らないんで、そこら辺のところについて、今度この補助金を出すに当たってですね、どこでその辺の仕切りをちゃんとするのか。対象となった人たちのその原因を確定は確実に出来ているのか。それについて伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。災害補助金でございますが、まず対象者としましては、7月豪雨以降の水道の高硬度の影響で給水機器等に被害を受けた水道使用者ということでございまして、あくまでも7月豪雨以降ですね軟水化装置が不具合、えーを通さずに一時期給水をしておりましたので、その影響を受けた水道使用者の方ということで考えておるところでございます。あと硬度でございますが、被災、被災を受け、被災しまして一旦完全に稼働を停止してそしてまた再稼働ということで何分その施設が経年劣化によりまして非常に水路の調整とか、なかなかそのうまくいかないような状況でございます。そういったことで今回水道事業のほうでもまた補正のほうを計上させていただいてるところでございますが、今現在ではですね何とか今の施設を何とかその調整しまして供給をしているところでございます。そういうことで本年1月がですね1番その被害の報告が多かった月でございまして、20数件報告をいただいたところでございます。その後2月に1件と最終が3月の頭にですね2件報告をいただいておりますが、その後被害の報告もございませんので、何とか適正に稼働出来ているのかなというふうに考えております。周知につきましては、今49件被害の報告をいただいておりますので、そちらの方々にはもう直接ですね事業の周知を行いたいと考えておりま

す。また、広報紙への掲載、ホームページへの掲載、また昨年の被災の折にも各地区の区長さん方にも非常に御心配いただいておりますので区長さんのほうにもそういった御案内を差し上げたいと考えております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 町長、副町長。暫時休憩。

休憩 午前 11 時 42 分

再開 午前 11 時 43 分

◎議長（徳永 正道君） 会議を再開します。いいですか。上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。まず硬度につきましてはなかなかその安定したということは言いませんが、言えないと思いますけども、50から90の間です。ね何とか出来ているということでございます。また、今回の補助事業につきましては、一応今年度いっぱい申請を受け付けるようにしたいと思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。ちょっとマイクのほうをちょっと近づけて頂けませんか。

○議員（11番 小見田 和行君） 硬度は50から90っておっしゃいましたですかね。要はですねちょっと業者さんにちょっと聞いたときにですねエコキュートの件なんですけど、それではちょっと90ぐらい行ったときのエコキュートの適用範囲から超えるのではなからうかというところがお聞きになっておりませんか。返ってエコキュートを入れずにガスバーナーに変えたとかいう話もあるわけなんです。まだ安定してないということであればそういうことで今年度いっぱいもそういう被害申請があった場合は対応するというふうに理解していいんでしょうか。それであるならば7月豪雨由来でなくということになってきますので、それについて明確なある程度の線引きをしとかなんとか、この経年劣化あたりからもそういうことが考えられ、これ住民にとってはありがたいことなんですけど、出す側の町としてもですねやっぱりそのところには確実な基準というのをもっとちゃんと確立したほうがいいのではなからうかと思うんですけどいかがでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい、一応今回水道事業のほうで軟水化装置のほうの修繕費のほうも計上させていただいております。その中でですね、当時平成18年度に導入いたしました当時の納入業者のほうに直接ですね毎月点検をいただくということと、また経年劣化しております施設の全部の施設の改修を行いまして、軟水化を安定的にできるようにするように計画をしているところでございます。これ以降はですね硬度の影響で故障を起こすことは考えにくいのではないかとこのように考えております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 一応確認ですけど、今年度いっぱいその申請を受け付けるっていう話だったものですから、それと豪雨の関連性というのはちょっと薄くなるのかなと思ったものでこういう話をしたんですけど、ある程度その辺ならばまあある程度ちょっと手前にでもですね、あのう締切日っていいですか儲けてもいいのではなからうかと。もう3月で終わったっておっしゃいますですかね。今の被害の申請については。そうであるならばその辺については今年度中と来年の3月までですね。それだと結構他のほうのことでの被害申請といいますかその経年劣化からくる硬度が不安定な場合にはスケール化でそういう被害が今まであったものですから、それとこの豪雨被害との原因が確定した議員でないような感じもするものでそのへんの考えを伺ったところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。今度の軟水装置の7月豪雨災害によってですね機能が低下したことによって町民の方々に迷惑をおかけしたわけですが、そのあと私もいろいろ報告を聞きまして、まずはそのメーカーさんにまず軟水装置の点検をしていただくように指示を出しました。補正で予算も組んでいただいてメーカーさんによって部品交換等を行っております。そして先ほど今課長が説明しましたとおりに定期的にメーカーさんによって軟水装置を点検していただくというようなことも行っていていただいております。それと職人によりましてですね試薬を使った点検も毎日常時行っていくようにしまして、これまで以上にですね軟水装置の数値が上がらないように硬水から軟水になるような点検を徹底して行うように指示しているところです。それと一応申請を今年度いっぱいとししたのは、ひょっとしてですね申請漏れがあればということでそのようにしました。申請につきましては、その給湯器等をですね修理された業者さん、あるいはメーカーさん、そういうところの補償がちゃんとした証明があることが条件ですので、そこでこれは7月豪雨によるものであるということが証明された場合を想定して今年度いっぱいということにしております。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、9番です。1点お尋ね、消防費のことでお尋ねをいたします。非常備消防費でボートと船外機を購入ということですが、この購入された後のですね取扱い方といいますか船の取扱い方の訓練、例えば消防団相手にしてしますとか、そういったことお考えはどうなっておりますか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。今回のボート、救命胴衣の導入につきましては、消防団のほうで活用していくことを想定しております。ただ訓練につきましては上球磨消防署等にもですねお願いしまして消防団に対して指導をお願いしたいというふうに考えております。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい。はい。船舶免許の要らない2馬力以下ですね馬力の小さいのと言っても言えば魚釣りあたりでも使うところですね私たちも知っておりますので、そういったことであっても非常事態というところに行ったときには全く違うような現場で取扱いということになりますんで、そういったほんとにですね専門っていいですかそういったところのちゃんとしたところから訓練を受けてやってほしいと。今総務課長言われましたとおりそういったところを期待しております。よろしくお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 答弁は。総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。そういう専門の知識のあるですね消防署等で指導をお願いしたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 5番橋本です。1点ちょっとお聞きします。新型コロナウイルスの感染症対策防止の事業の中で、今回ですね今は65歳以下が65歳以上が、もとい65歳以上がもうワクチン接種をされていますが、今後、今64歳から中学校、中学生12歳までを行うということで、その中に親の承諾をいただくच्छゅうことで、中学生に関してはいただくということだったんですが、そのときに差別がないような対応をしたいということでした。また私が聞きたいのはですね、65歳以上もですねワクチン接種とワクチン接種をしてない人たちもおられると思いますね。その人たちのですねやっぱし今後そういうことが差別がないような対応をしていただければと思いますし、また人が集まる場所では当分の間はワクチン接種したからマスクはいらないということじゃなくそういうことをやっぱり十分徹底していただければと思いますが。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。まず65歳以上の方の接種をしているされた方とまだされていない

方のいわゆるその差別が起きないようにということでございますが、当然接種されていない方に対するそういう差別があってはならないと思います。こちら逆の方面パターンもあるかと思いますが、そういう対応についてはですね、やはり広報紙ホームページ、あさぎりナビ等でですねそういう差別はいけないというふうな広報等を行っていきたいと思います。それから、ワクチンそれから、既に2回接種された方につきましての接種完了なので、もうマスクも要らないということでお考えになる方もおられるかもしれないということでございますが、ワクチン接種に関しましては、町のほうからその案内をするときと接種にこられるときに、やはりワクチンにかかる注意事項ということでお渡ししております。その中でも2回接種は終わりましたが、3密やマスクの着用をお願いしたいというふうにいるのをちゃんとお渡ししておりますし、2回目の接種の終わりました接種券を接種完了済み証を交付するときにも口頭でマスクの着用の徹底を今後もお願いしたいということでお話をさせていただいております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。他にございませんか。皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、10番、皆越です。健康推進課にお尋ねいたします。先ほどの説明の中にですね時間外勤務手当が相当ありますよね。職員一人一人にですねちょっと御無理がいつてるんじゃないかなあというそんなような懸念がいたします。先ほどの一般会計のですね第1号の報告によりますと、社会福祉協議会からのボランティアも雇用したというような御説明でありましたので、一人一人の職員のですね負担を軽くするためにもですね、何か町としてちょっと考えていただく部分もあるのかなと思いますので健康推進課にお尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。時間外につきましてはどうしても通常業務を行うためということでございますので、やはり職員としての専門的知識のもとに行う業務でございます。ですので、臨時的な方を雇うてというのがなかなか難しい部分でございます。ただ、私ども課としましてはそれぞれ一人一人の時間外勤務の、を把握させていただいております。過度な勤務にならないよう、また、課内での応援体制をして、そういう職員の労働環境については配慮していきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、わかりました。やはり課長もですね、時間外勤務手当については、それぞれの職員1人1人把握されておられるとは思いましたが、やはり私もその老婆心ながら、そういうことをお尋ねいたしました。お世話になります。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。はい、ありがとうございます。議員からも課の職員に対しての思いといいますか、ありがとうございます。今後も職員の労働環境ちゃんと把握しながら、管理しながら行っていききたいと思います。ありがとうございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。25ページの教育委員会の支援員について若干お伺いいたします。学力の基礎学力の低下といえますかね、定着がしてないということでの学習支援員の配置だというふうに思いますが、今回の、去年もやっておられて、2年連続でされるわけですが、これについては新型コロナウイルスの感染症対策に関わる学校のサポートと人材確保に向けてというような文科省からの通達の中でのこれを利用されてるんだらうというふうに考えますが、やはりそこで特別学級ですね支援員だったら資格は必要ないわけではありますが、学習支援員というのはほかの自治体ではしっかりとした資格要件を定めて応募しております。その資格はやはり教員資格を持つものと、そして免許もそうですね。そして大学生であるというこの二つの資格要件がなされております。うちの応募を見ると、車の免許さえあればいいですよというよ

うな形でした。そして他のところを見ますとしっかりとした応募の要件とはまた別個にですね業務内容もしっかりと定めてあります。うちの場合はそういったこともないような感じがするわけですが、こういった業務内容を見ると、私はやはりそれだけの資格のある人でないと、なかなか子ども達の学力の向上につながっていくのかなということを心配するわけであります。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） まず学習支援の資格条件につきましては本町におきましては設けてございません。昨年度につきましても設けておりませんでしたけれども実際応募していただいた方の中には資格保持者もございました。そのような方を中心にですね学習支援員さんたちがそれぞれ勉強会を実施していただきまして指導力の向上というものにつきまして対応いただいたような状況でございます。今回も学習支援員さんの採用につきましては、やはり有資格者を優先的に採用したいとは考えております。そのような方を中心にですね、昨年等々同じような勉強会を開いていただいて中学生に対応いただくというようなことで考えたいと思っております。また業務内容につきましては今回通常の授業におきましては、学習授業の支援ということで担任、先生の補助の役目をしていただくような形になります。また、放課後につきましては、放課後学校等で実施されます補習授業の指導の補助をしていただいております。昨年度も指導していただいておりますので、今年度も同じように補習指導の業務についていただきたいというふうに考えております。また先ほど申し上げましたように夏休み期間中、学校でも補習を計画しております。その補習のための補助と及びそれとは別にですね学校で授業、補習がないときにはですね先ほど申し上げましたように学力向上を目的としました学習相談会をですね開催したいというふうに考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 質疑の途中ですが、ここで休憩をいたします。午後は1時30分からです。

休憩 午後12時01分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。ここで健康推進課長より一般会計補正予算第2号についての説明漏れがあり、追加説明の申出がっておりますのでこれを許可します。健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） ただいま示した6ページをお願いしたいと思います。第2表、債務負担行為の補正でございます。番号2、健康管理システムの賃借でございます。システム2台分でございますが、令和4年から令和7年度までの債務負担行為の補正でございます。以上、漏れておりました。申し訳ございませんでした。

◎議長（徳永 正道君） 質疑を行います。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。先ほどの続きですけれども、昨年も支援員の配置をされておりますが、これにつきまして課題があったから当然配置をされたと思うんですが、評価ですね。去年の配置の評価、要はPDCAですたいね。常に町長が言われてる。このあたりはどのような検証がなされたんでしょうか。そういうものが文書等で作られておられますか。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） はい、昨年度の評価ということでございますけれども、第1回校内共通模試7月に実施しまして、そのあと11月に校内共通テストいたしましたところ、7.1ポイント学習支援員を活用したことで増加したというふうに判断しているところでございます。ほかにも、質問しやすい学習支援が入ったことで、質問しやすい雰囲気になったということでの学習意欲の向上につながったり質問をする生徒が増

加したというような現場での声を聞いているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい、3回、最後ですが、そういったところをですね、やっぱり公表していただくと次年度であったり、今回の予算においてもそうですけれども、しっかりと我々もそれを見てやっぱりこれは必要なんだとか考えるわけですが、そういうものが今まで出てこないんですよ。説明が足りない。予算計上のときだけ具体的な説明をされますけれども、私はそうでは遅いんじゃないかなと思います。やっぱり学校には経営計画というのが当然ありますし、それともう一つあわせて学校の教育計画というのも併せてつくられておると思います。こういったものを具体的にですね議会にも各それぞれの学校、中学校、小学校を提示いただいて説明をいただく。そうすることによって我々も根本的にどうしたらあさぎり町内の学校のそれぞれの基礎学力の向上につながるかと、やっぱり一緒に考えることが出来ますんで、その辺は今後の課題としてぜひお願いを申し上げたいんですが、どのようにお考えですか。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい、では失礼します。今議員がおっしゃったことは本当にありがたい言葉というふうに思っております。やっぱり学校の現状をきちんとお伝えすることで、いろいろな面でまた御支援をいただくということは大事ななというふうに思っております。現在、学校には学校運営協議会等がございまして、学校長が進めている学校運営についての承認をいただくとかそういうのもございますので、そういう機会でもきちんと報告は進めたいというふうに思っておりますが、やっぱり今後は議員の皆様方にもいろいろ学校の現状等もお知らせしながら御支援をいただくところは協力をお願いしたいというふうなところで進めていきたいと思っております。本当に貴重な意見ありがとうございました。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号

◎議長（徳永 正道君） 日程第11、議案第10号、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第10号、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第1号について提案いたします。第1条、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計の補正予算第1号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） それでは、議案第10号について御説明いたします。まず、2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款水道事業収益、補正前の額、3億8,639万4,000円。補正額14万4,000円の減、計3億8,625万円。支出、第1款、水道事業費

用、補正前の額、3億3,852万5,000円、補正額97万8,000円、計3億3,950万3,000円。3ページをお願いいたします。第3条、予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,278万1,000円は過年度分損益勘定留保資金7,469万1,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,809万円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款、資本的収入、補正前の額、2億9,036万7,000円、補正額66万6,000円、計2億9,103万3,000円。支出、第1款、資本的支出、補正以前の額3億8,380万4,000円。補正額1万円、計3億8,381万4,000円。第4条、予算第5条で定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的、上水道整備事業、補正前の額、1億8,240万円、補正額3,130万円の減、計1億5,110万円。4ページをお願いいたします。第5条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。科目、職員給与費、補正前の額、3,735万9,000円。補正額469万3,000円の減、計3,266万6,000円。詳細につきましては16ページをお願いいたします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の収入でございます。2目他会計補助金、節1他会計補助金は、職員の人事異動により総務省通知の繰り出し基準に基づく一般会計繰入れの児童手当分を減額するものでございます。17ページをお願いいたします。目の3行目、1目原水及び浄水費、節2委託料は、岡原第1浄水場の軟水化装置の点検業務としまして、平成18年当時の施設の納入業者に定期的に施設の稼働状況の点検を委託し、安定した水道供給を図るものでございます。その下の節3修繕費は、岡原第1浄水場軟水化装置について、設置から15年を経過しまして経年劣化により軟水化の調整がうまく出来ない状況となっているため、老朽化した部品の交換と配管、電気等の改修に要する修繕料を計上したものでございます。目の中ほどの4目総係費、節1報酬、公営企業審議会委員は、条例で10名以内と規定されておりますが、これまで各地区区長町の代表の方5名、水道組合の代表の方1名の計6名に委員を委嘱しております。本年度策定を行います経営戦略や将来の水道料金改定等の審議に当たり、より多様な立場から御意見、御提言をいただき、計画に反映できるように4名分の委員報酬を追加計上するものでございます。18ページをお願いいたします。節の1番下の節7旅費は、報酬と同じく公営企業審議会委員4名分の費用弁償を追加計上したものでございます。19ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。目の3行目、1目企業債、節1企業債につきましては、今回、水道施設整備の国庫補助金の内示を受けまして、内示額相当分の企業債を減額するものでございます。その下の2目国庫補助金、節1国庫補助金は、生活基盤施設耐震化等補助金としまして、免田地区の重要給水施設配水管整備工事及び須恵地区の水道施設再整備事業の設計業務について、国庫補助金の内示を受けまして、内示額、3,196万6,000円を追加計上するものでございます。9ページをお願いいたします。令和3年度あさぎり町水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額3,713万1,000円。最下段の新时期末残高、5億4,302万8,000円となる見込みでございます。10ページをお願いいたします。10ページから12ページにかけては給与費明細となっておりますのでご覧をいただきたいと思います。13ページをお願いいたします。13ページから15ページにかけては、令和3年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。13ページ、資産の部、最下段の資産合計と15ページ最下段の負債資本合計はともに47億1,441万1,432円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号

◎議長(徳永 正道君) 日程第12、議案第11号、令和3年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第11号、令和3年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和3年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,681万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長(木下 尚宏君) それでは、議案第11号について御説明いたします。引き続き読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。7ページをお願いいたします。歳入です。目1繰越金、節1繰越金、前年度繰越金につきましては、今回の補正予算の財源として調整しているものでございます。次のページをお願いいたします。歳出です。目1一般管理費、節12委託料。認定事務支援システム改修委託料98万6,000円を計上しております。国の制度改正により介護認定ソフトがアップデートされましたことから、これに対応するため介護認定事務支援総合ネットワークシステムを改修するものでございます。説明は以上でございます。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号

◎議長(徳永 正道君) 日程第13、議案第12号、あさぎり町役場本庁舎外壁改修工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第12号、あさぎり町役場本庁舎外壁改修工事請負契約の締結について提案させていただきます。提案理由を申し上げます。あさぎり町役場本庁舎外壁改修工事請負契約の締結について、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由であります。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは、あさぎり町役場本庁舎外壁改修工事請負契約の締結について説明申し上げます。本件につきましては、入札を令和3年5月の31日に行いまして、落札業者と仮契約を締結しているところでございます。詳細としましては、1、工事名、あさぎり町役場本庁舎外壁改修工事、2、工事内容、建築工事（外壁改修）。3、工事場所、球磨郡あさぎり町免田東地内。4、契約金額、5,940万円。5、契約の相手方、球磨郡あさぎり町免田東1,772、青木建設株式会社代表取締役、満石良彦。6、契約の方法、指名競争入札です。主な工事概要につきましては、外壁タイルの撤去及び吹きつけ工事となります。工事期間につきましては、令和4年1月26日を予定しているところでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。直接の契約の締結に直接関係はないのかもしれませんが締結後の工事を行った後のですね、本庁舎のその資産としての取扱いについてどうお考えなのかをちょっと伺いたいと思って質問するんですけどようございますですかね。要はですね今回の改修に伴いまして長寿命化を図るわけなんですけど、その際に、どれぐらいの利用年数の延長を見込まれているのか。それと今の公共施設の総合管理計画の中にありますあさぎりの本庁舎のですね外壁はDの評価で、また健全度は67でございまして。今度この工事を施した場合にこの辺の表記を変えるのか。それと、先進地であります宇城市においてはこういう工作物の費用処理、例えば修繕等をした場合とかにですね固定資産台帳に対する登録が必須となっているような財務書類の作成のための根拠がそういうふうになっておりますけど、その辺のところまで考えておられるのか、今2点について伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時52分

再開 午後1時53分

◎議長（徳永 正道君） 会議を再開いたします。総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。今回の提案につきましては契約の締結についてということでございまして、ただいまの御質問いただきました件につきましてはですね、また個別に特別委員会等もございまして、そちらのほうで説明させていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） これ予算のときに聞けばよかったんですけど、認識としてどう捉えているかですけれども5,900万という高額であってですね、これは資産を取得する資本的支出に考えるのか、単なる修繕費として考えられるのか。その辺はどういうふうな観点において契約をされていかれるんでしょうか。それによって後の取扱いも変わってくると思うんですけど、それはどういう認識ですかね執行部としては。修繕費なのか資本的支出なのか、その点だけでもお答えください。

◎議長（徳永 正道君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時55分

再開 午後1時56分

◎議長（徳永 正道君） 会議を再開いたします。総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。今回の工事につきましては外壁ですねタイル等を撤去して塗装しなおうということですので、資産の建物の価値を上げるという意味でですね、資本的支出のほうには該当するという認識で工事を取りかかりたいというふうに思います。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（１１番 小見田 和行君） わかりました。さっき申しましたことで資本的支出のという観点でいくということであればですね、いろいろ固定資産台帳だとか財務書類等のほうに転記していく場合のいろんな問題が出てきますので、それはまた調べていただいて後でまた御報告願えばと思います。結構です。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第１２号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第１２号は原案のとおり可決されました。

日程第１４ 報告第１号

◎議長（徳永 正道君） 日程第１４、報告第１号、専決処分した工事請負変更契約についての議決を一部変更することの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第１号、専決処分した工事請負変更契約についての議決を一部変更することの報告について。地方自治法第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。報告第１号について説明いたします。２ページをお願いいたします。専決第６号、根拠につきましては省略させていただきます。工事請負変更契約の締結についての議決の一部変更についてであります。令和３年２月１８日に議会の議決を経ましたふれあい福祉センター改修工事請負変更契約につきまして一部を次のように変更しております。変更する事項としましては契約金額でありまして、既決金額３億６、６６４万４、３５７円。変更する金額３億６、７４０万４、２２２円、増額７５万９、８６５円となります。変更する理由としまして、カーテン設置箇所の追加により木製カーテンボックスの追加及び外構工事においての駐車場の区画線及び車止めの追加でございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。報告第１号、専決処分した工事請負契約、変更契約についての議決を一部変更することの報告について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第１５ 報告第２号

◎議長（徳永 正道君） 日程第１５、報告第２号、専決処分したあさぎり町税条例等の一部を改正する条例の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第２号、専決処分したあさぎり町税条例等の一部を改正する条例の報告について。地方自治法第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第２項の規定により報

告いたします。詳細につきましては担当課長より報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい。それでは、報告第2号について御説明申し上げます。今回の改正は、地方税の改正に伴うところの改正でございまして、改正内容につきましては、13ページからの新旧対照表により御説明申し上げますが、改正に伴う条ずれや文言の改正などの説明は省かせていただき、特に必要な部分のみ説明させていただきます。それでは13ページをお願いいたします。最上段の第24条の2は、均等割の非課税限度額における国外住居親族の取扱いの見直しによるもので、所得税法の定義の見直しに伴い、地方税においても関係箇所の見直しが行われたものです。15ページをお願いいたします。下段の下段の第36条の3の2の4は、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止によるものです。次ページをお願いいたします。第36条の3の3の1は、非課税限度額等における国外住居親族の取扱いの見直しによるもので、所得税においては控除対象扶養親族の定義を変更し、地方税においては年少扶養親族のみ該当することから、年齢16歳未満のものに限ると見直されるものです。下段の第36条の3の3の4は、公的年金受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止によるものです。18ページをお願いいたします。附則の第6条になります。セルフメディケーション税制において、ついて対象をより効果的に重点化した上で5年の延長を行うものです。21ページをお願いいたします。中ほどの附則第11条は法律改正に合わせての改正で、内容としましては、令和3年度は3年に1度の評価替えの年に当たりますが、負担調整措置については現在の仕組みを令和5年度まで継続し、その上で新型コロナウイルス感染症により国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感を考慮する観点から、令和3年度に限り税額が増加する土地については、前年度の税額に据え置く特別な措置を行うものです。附則第12条、第13条についても同様の内容です。26ページをお願いいたします。中ほどの附則第15条第1項は、附則第12条の改正により令和3年度から令和5年度までに変更されたもので、附則第15条第2項は、宅地評価土地に係る課税標準の特例措置、それから不動産取得税率の特例措置を3年延長されるものです。次ページをお願いいたします。附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の税率を軽減する倫理的軽減措置について期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象としたものです。最下段の附則第16条は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち50%軽減及び25%軽減対象を営業用乗用車に限定した上で特例の期限を2年間延長するものです。31ページをお願いいたします。下段の附則第26条は住宅借入金等特別税額控除の拡充延長で法律の改正に伴うものです。内容は今回の所得税における措置控除内容を、控除期間を13年間とする。特例の適用期限の延長等の対象者についても適用年の各年において所得税額から控除し切れない額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものです。次ページをお願いいたします。これは法律の改正に合わせて令和2年の税条例の一部を改正するもので条ずれによる変更です。関連法である国税との整合性をとるための令和2年3月31日改正の修正に伴う税条例の改正です。9ページをお願いいたします。中ほどの附則、施行期日は令和3年4月1日となりますが、下の第1号から第3号の規定につきましては、当該各号に定める日から施行となります。第2条以降につきましては、それぞれの経過措置を定めるものです。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。報告第2号、専決処分したあさぎり町税条例等の一部を改正する条例の報告について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第16 報告第3号

◎議長（徳永 正道君） 日程第16、報告第3号、専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第

20号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第3号、専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第20号の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたしますのでよろしくお願い申し上げます。詳細につきましては担当課長より報告いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それでは報告第3号につきまして御説明申し上げます。4ページをお願いいたします。読み上げさせていただきます。令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第20号、令和2年度あさぎり町の一般会計補正予算第20号は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,104万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億4,326万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、地方債の廃止及び変更は第2表地方債補正による。令和3年3月31日専決でございます。この第20号補正におきましては、年度末における財源等の調整と基金積立金の増額について計上したものです。9ページをお願いいたします。第2表地方債補正です。地方債の最終協議によりまして、起債の額が確定いたしましたので補正を行っております。まず廃止1件につきましては、起債借入れを廃止するものでございます。また変更17件の事業につきまして、表の右側、補正後の限度額のとおり変更を行っております。廃止と変更合わせまして1億3,320万円の減額となっております。次12ページをお願いいたします。歳入になります。財政課所管分を御説明いたします。1番上の枠の目1地方揮発油譲与税から3枠目の目1森林環境譲与税まで、各譲与税につきましては、年度末での交付額確定により補正をしたものでございます。次の4枠目、目1利子割交付金から次のページをお願いします。最下段の目1環境性能割交付金までの県からの各交付金につきましても、年度末での交付額確定により予算との差額分を補正したものでございます。次の14ページをお願いいたします。1番上の枠の目1地方交付税ですが、普通交付税の減額につきましては今回の補正の財源調整でございます。また特別交付税につきましては、本年度の交付額が5億876万4,000円となりましたので、予算との差額分を補正したものでございます。次17ページをお願いいたします。2枠目の目1総務債、節4減収補填債につきましては、借入れ額の確定による増額補正でございます。次の18ページをお願いいたします。目9災害復旧事業債、節3その他公共施設公用施設災害復旧事業債は、旧東庁舎北側駐車場のり面災害復旧工事の事業費確定に伴う減額補正でございます。それから節6歳入欠陥債は、7月豪雨に伴う減免分によるものですが、借入れ額の確定により減額補正したものでございます。続きまして歳出を御説明いたします。25ページをお願いいたします。3枠目の目1、総務施設災害復旧費につきましては、歳入で説明いたしました旧東庁舎裏の災害復旧工事に関わる地方債の減額に伴う財源調整でございます。以上で財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは、総務課所管分の説明を申し上げます。歳入14ページをお願いいたします。2枠目の目1総務費負担金、節1総務管理費負担金の派遣職員給与負担金につきましては、益城町に派遣しておりました職員の負担金受入れ額の確定により減額補正したものでございます。次に、17ページをお願いいたします。2枠目の最上段、目1総務債、節3庁舎建設事業債につきましては、第2庁舎整備事業の基本計画基本設計業務と地質調査業務の委託分について、事業費の確定により減額補正したものでございます。次に、5行目の目5消防債、節1消防施設整備事業債につきましては、防火水槽新設工事2基分と消火栓設置工事負担金の事業費の確定により減額補正したものでございます。次に、すいません、19ペー

ジを、歳出19ページをお願いいたします。1枠目の最上段、目1一般管理費につきましては、歳入で説明しました派遣職員給与負担金の確定による財源更正となります。次に4行目の目21庁舎建設費につきましては、歳入説明しました起債額の確定により確定による財源更正となります。次に、203ページをお願いいたします。2枠目の目3消防施設費につきましては、歳入で説明しました起債額の確定により確定による財源更正となります。はい。以上で総務課所管分について説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい。それでは企画政策課所管分について説明をいたします。16ページをお願いいたします。歳入です。2番目の枠で目1、指定寄附金のふるさと寄附金で、第16号補正予算で追加させていただきました予算額2億2,500万円としておりましたけれども、3月末までの寄附がありまして、その予算額を上回った額を今回追加で補正計上をしております。17ページをお願いいたします。上の枠の2番目の欄ですが、目3雑入でくま川鉄道再生協議会の派遣職員の人件費負担金です。令和2年12月に設立したくま川鉄道再生協議会へのあさぎり町職員分について関連市町村からの負担金分となります。19ページをお願いします。歳出で、上の枠の2段目の欄で、目7企画振興費ですが、先ほど歳入で説明いたしましたくま川鉄道再生協議会人件費負担金の受入れの関係で、財源更正を行うものです。その下の欄、目14基金費の節24積立金で、ふるさと基金積立金ですが、歳入で追加計上しましたふるさと寄附金をふるさと基金に積み立てるものです。以上、企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。町民課所管につきまして説明を申し上げます。14ページになります。歳入です。3枠目、目3衛生使用料、墓地永代使用料につきましては、昨年度申込みがありませんでしたので減額するものです。続きまして、最下段の枠の目1総務費国庫補助金、個人番号カード交付事業費補助金につきましては、交付実績により減額をするものでございます。17ページをお願いします。2枠目最下段、目8衛生債、災害対策債です。昨年7月の災害によるし尿処理費の負担金の確定に伴い減額をするものです。19ページをお願いします。歳出になります。2枠目、款2項3目1節18個人番号関連事務費負担金は、個人番号カード交付実績により一部財源更正をして減額をするものです。21ページをお願いします。最下段、目1塵芥処理費、節18負担金及び交付金、これにつきましては昨年7月災害によるし尿処理負担金の確定により歳出にも減額をするものです。以上で町民課所管分の報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） 続きまして生活福祉課所管分につきまして、説明をいたします。歳入14ページをお願いいたします。4枠目、款15項1目1節6の養育医療事業費の国庫負担金ですが、交付額決定により減額補正したものでございます。15ページをお願いいたします。2枠目、款16項1目1節2の障害者自立支援給付費等負担金は、交付決定額によりまして増額、節4の障害児給付費等負担金は、交付決定額によりまして減額補正したものでございます。節6の救護施設の事務費負担金等保護費負担金は、利用者数の年度末においての減及び利用者の入院等による減額補正となっております。節7の養育医療事務費負担金は、国の負担金同様県の負担金を交付額決定により減額補正したものでございます。節8災害救助費負担金は、実績により減額補正するものであります。3枠目、款16項2目2節4の児童福祉費補助金は実績による減額となっております。17ページをお願いいたします。1枠目、款21項4目1節1の救護施設費納付金は自己負担金の増額でございます。2枠目、2段目の款22項1目2の民生債及び18ページになります1枠目、款22項1目9の5段目民生施設災害復旧事業債は、過疎債配分確定により減額となっております。歳出になります。19ページをお願いいたします。3枠目、款3項1目4節19の扶助費ですが、重度心身障害者医療費助成事業費確定により減額となっております。目7節12の委託料及び節1

4 工事請負費につきましては、ふれあい福祉センター改修工事にかかるものでありますが、工事完了によります起債減額処理に伴います減額補正となっております。20ページをお願いいたします。1 枠目、款3項2目1 児童福祉総務費、目3 子ども医療費助成事業費、目5 養育医療事業費につきましては、事業実績によります減額補正です。2 枠目の款3項3目2 節10の需用費につきましては、救護施設費の失礼しました。救護施設の電気料を減額補正しております。3 枠目、款3項4目1 節12の委託料につきましても事業費確定によります減額補正となります。25ページをお願いいたします。1 枠目、款10項3目1の民生施設災害復旧費は、起債額確定による財源更正となります。以上生活福祉課所管分につきまして説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。はい、それでは健康推進課所管分の御説明いたします。14ページをお願いいたします。歳入です。最下段の目3 衛生費国庫補助金、節1 保健衛生費補助金の地方スポーツ事業振興補助金の減額につきましては、実績による減額、実績により減額したものです。16ページをお願いいたします。1 枠目の目3 衛生費県補助金、節1 保健衛生費補助金の虫歯予防対策事業費補助金の減額につきましては、保育園児や小・中学校児童生徒へのフッ化物洗口と歯科教室に係る補助金で、実績により減額したものです。その下の風疹予防接種助成事業補助金の減額ですが、妊娠を希望される妊婦の方へとその家族を対象とした予防接種への補助金です。こちらも実績によるものです。その下のこにちは赤ちゃん事業等補助金の減額は、母子保健推進員さんによる赤ちゃん訪問に関する補助金です。新型コロナウイルス感染予防により訪問を取りやめるなどによる実績によるものです。その下の少子化対策総合交付金の減額は、不妊治療のうち人工授精に対する補助金で、実績によるものです。21ページをお願いいたします。歳出です。1 枠目の目5 母子保健事業費、節7 報償費の講師謝金と母子保健推進員謝金の減額につきましては、新型コロナウイルス感染予防のための講演会や、講演会や訪問の取りやめにより減額となったものです。あわせて財源更正も行っております。目6 予防接種事業費、節18 負担金補助及び交付金の風疹予防接種助成金の減額につきましては、妊娠を希望される方及びその家族に対する予防接種の助成ですが、20名分の予算化をしておりましたが、実績では4名のみであったと4名のみでありました。目7 健康づくり推進事業費、節7 報償費及び節10の需用費の減額につきましては、歯科保健事業の実績額により減額補正したものです。目8 スマートウェルネスシティー事業費、節7 報償費の講師謝金、節8の旅費の費用弁償と普通旅費及び節12 委託料の運動スポーツ習慣化促進事業委託料の減額につきましては、実績により不用額を減額したものです。以上健康推進課所管の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） 続きまして、農林振興課分について説明申し上げます。15ページをお願いいたします。歳入になります。上の枠、目7 災害復旧費補助金、節1 農林水産施設災害復旧費補助金の林業施設災害復旧費補助金及び農地等災害復旧費補助金は、精算見込み交付決定に基づく減額となります。16ページをお願いいたします。上の枠、目4 農林水産事業費県補助金、節2 農業費補助金の農業制度資金利子補給費補助金。それから、農業次世代人材投資事業補助金、それから環境保全型直接支払い交付金、また、農業制度資金保証料助成費補助金の四つの事業の減額につきましては、いずれも事業の確定によるものになります。次に、その下節3 林業費補助金の有害鳥獣駆除補助金と食べる竹、使う竹、魅せる竹、生産支援補助金についても、事業費の確定による減額となります。また、最下段の枠、目1 農林水産費受託事業収入の農地中間管理機構受託事業収入につきましては、実績に基づき減額をするものとなります。18ページをお願いいたします。目9 災害復旧債、節2 農林水産施設災害復旧事業債につきましては、農地等災害復旧事業債、それから林業施設災害復旧事業債、ともに災害復旧事業費の変動に基づき減額するものとなります。19ページをお願いいたします。歳出となります。上段の枠、目14 基金費、節24 積立金の2段目、森林

環境譲与税積立金については、譲与税額が確定し、基金への積立て額を増額するものとなります。次に、2ページをお願いいたします。上段の枠、目4農業振興費、節18負担金補助及び交付金の制度資金利子補給費補助金、3段目の農業制度資金保証料助成費補助金は、補助金額の確定により減額するものです。また、2段目の農業次世代人材投資事業補助金の減額は、交付対象就農者の前年度の所得により交付金が算定され、その結果に基づき減額するものとなります。また、次の目11農地中間管理事業費は、事業実績に基づく財源構成となります。次の目15環境保全型農業直接支払い制度事業費の環境保全型直接支払い交付金は、事業実績に基づく減額となります。2段目の枠、目2林業振興費、節18負担金補助及び交付金は、歳入でも説明をいたしましたが、事業費の確定による減額となります。また、その下目5鳥獣被害防止事業費につきましても、事業費の確定により財源更正を行うものです。続いて24ページをお願いいたします。3段目の枠、目1農地等災害復旧事業債につきましても、交付金額の確定に伴い財源更正を行うものです。次の目2林業施設災害復旧費、節12委託料は、測量設計委託料における額の確定により減額を行うものとなります。以上で、農林振興課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後2時34分

再開 午後2時45分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。商工観光課長。

●商工観光課長（山口 和久君） それでは、商工観光課所管分を説明いたします。17ページをお願いいたします。2枠目、3段目、目3節1商工施設整備事業債で、商工コミュニティーセンター改修工事業費の確定に伴い減額するものです。続きまして、歳入になります。20ページをお願いいたします。3枠目、目1節12で7月豪雨により準半壊以上の被害を受けた住宅の応急修理を実施し、その実績により減額するものです。22ページをお願いいたします。3枠目、目2節12及び14については、起債事業費の確定により財源更正するものです。以上、商工観光課分を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。15ページをお願いいたします。歳入でございますが、1枠目の目7災害復旧費補助金、節2公共土木施設災害復旧費補助金につきましては、昨年発生しました災害が激甚災害の指定を受けておりますので、補助率がかさ上げされましたことで増額としたものです。17ページをお願いいたします。下の枠の目4土木債、節1道路橋梁債につきましては、道路改良工事や舗装補修工事等の事業費の確定に合わせて減額としたものです。次の18ページをお願いいたします。目9災害復旧債、節1公共土木施設災害復旧事業債につきましては、先ほど説明しました補助金が増額となったことによりまして減額としたものです。23ページをお願いいたします。歳出でございますが、1枠目の目2道路維持費、節12委託料と次の目3道路新設改良費、節14工事請負費につきましては、事業費の確定に合わせて減額としたものです。目4道路改良費につきましては、起債額の変更によりまして財源更正したものです。次の24ページをお願いいたします。4枠目の目1公共土木施設災害復旧費につきましては、歳入で説明しましたが、補助金の増額によりまして地方債が減額となり財源更正したものです。以上で建設課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 教育課所管分につきまして御説明申し上げます。歳入より説明いたします。15ページです。1枠の目7災害復旧費補助金、節3文教施設災害復旧費、公立学校施設災害復旧費補助金の増

額は、激甚災害指定により補助金率がかさ上げされたことによるものでございます。2番目、目8教育費国庫補助金、節2公立学校情報機器整備費補助金の増額は、補助金の確定によるものでございます。16ページをお願いいたします。1枠の3番目、目8教育費県補助金、節1教育費補助金、中学校英語検定チャレンジ事業補助金は、中学3年生を対象したもので実績により減額をいたします。対象者実績数は48人でございました。17ページです。2枠6番目、目6教育債、節2社会教育施設整備事業債の減額は、体育施設改修工事等の実績によるものでございます。18ページをお願いいたします。目9災害復旧費、節4文教施設災害復旧事業債、公立学校施設災害復旧事業債及び社会教育施設災害復旧事業債の減額は、補助金の増額と激甚災害指定によるものにことによるものでございます。次に、歳出を説明いたします。23ページです。3枠目、目3教育振興費は、財源を更正しております。4枠目、目1学校管理費、節18負担金補助及び交付金、英語検定料補助金の減額は、中学生の英語検定受検者の実績によるものです。補助対象者は136名でございました。24ページです。1枠の目2公民館費は、地方債確定による財源更正になります。2枠の目2体育施設費、節14工事請負費の減額は、入札残及び工事の実績によるものでございます。25ページをお願いいたします。2枠目、目1公立学校施設災害復旧費及び目2社会教育施設災害復旧費は、地方債確定による財源更正になります。教育課所管は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 以上で終わりですかね。説明漏れありませんね。報告が終わりました。報告第3号、専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予算第20号の報告について質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、すいません1点だけ、ちょっと私よくわかりませんでしたので確認をお願いします。24ページの災害関係でございますが、農災関係でかなり大きな財源構成、事業費は3億強でそれぞれ余り補正大きな動きあってませんが、財源内訳がこのような移動をするというその経緯と申しませんか。ちょっと私あんまりこの形で一般財源が増えるというのの意味合いがちょっとよく理解出来ませんので、いろいろ細かなケースあると思いますけど、何か大きなくくりで結構ですのでちょっとこの説明をお願い出来ますか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。この事業費につきましてはですね、国庫補助事業分、それから単独費も含んだところで一応繰越しをかけておりますけれども、この中でですねもちろん国庫補助分につきましては激甚災害ということで95%ほどになります。残りの分が受益者の分担金とかですねそれから残りの分が町の単独分という形になって、そこから起債ということで充当していくわけですが、当初予定しました国庫補助事業分について、国庫補助分として乗らなかったものとかも途中で出てきておりましたので、その分を例えば単独分としてこう組み替えてですねしたときに、一応こういったような状況が生じるというところで私としては認識をしているところです。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。もう確認です。繰越しした場合の特定財源がまだ未収だからこういう形になるというふうに、大きくそれが主な理由で、それ以外の特段例えば補助から外れたとかそういうケースではないわけですかね。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい、そのとおりでございます。はい。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかにございませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第17 報告第4号

◎議長（徳永 正道君） 日程第17、報告第4号、専決処分した令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第5号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第4号、専決処分した令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第5号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、報告第4号を御説明いたします。4ページをお願いいたします。読み上げさせていただきます。令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第5号、令和2年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算、第5号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ904万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,851万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年3月31日専決です。今回の補正につきましては、保険給付費など医療費が見込んでいた額より少なかったことに伴う減額補正が主なものでございます。9ページをお願いいたします。歳入です。1枠目の目1災害臨時特例補助金の増額につきましては、保険税減免分と医療費の一部負担金減免分の補助金で、令和2年7月豪雨による住宅の被災と新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入の減少によるものです。2枠目の目1保険給付費等交付金、節1保険給付費等交付金、普通交付金の減額につきましては、保険給付費や高額療養費等の実績による減により減額したものです。節2保険給付費等交付金、特別交付金の保険者努力支援金の増額並びに保健事業や、並びに次の特別調整交付金については実績により増額となっております。次の段の県繰入金並びに特定健診健康診査等負担金につきましては、失礼いたしました。県繰入金については実績により減額でございます。特定健康診査等負担金については増額でございます。4つの合計といたしましては減額となっております。次に三つ目の枠の目1繰越金の増額につきましては、歳出の増額に伴う財源調整でございます。最下段の目1特定健診健康診査等受託料の減額につきましては、後期高齢者健診受託料として実績により減額したものです。10ページをお願いいたします。1枠目の目1一般被保険者第三者納付金の減額につきましても実績によるものです。目7療養給付費精算金の増額につきましては、診療報酬の概算金に対し実績額との差が生じたため雑入で受け入れるものです。11ページをお願いいたします。歳出です。1枠目の目1一般被保険者療養給付費の減額につきましては、実績見込額により減額しあわせて財源更正を行ったものです。目3一般被保険者療養費の減額につきましても実績によるものです。2枠目の目1一般被保険者高額療養費につきましても実績額によるものです。3つ目の枠の目1一般被保険者医療給付費分につきましては、県支出金の減額に伴い財源更正を行ったものです。最下段の目1特定健康診査等事業費の減額につきましても実績見込みにより減額しあわせて財源更正を行ったものです。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。報告第4号、専決処分した令和2年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第5号の報告について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第18 報告第5号

◎議長（徳永 正道君） 日程第18、報告第5号、専決処分した令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第5号、専決処分した令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算

第2号の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、報告第5号について御説明いたします。4ページをお願いいたします。読み上げさせていただきます。令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号、令和2年度あさぎり町の後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,214万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年3月31日専決です。今回の補正につきましては歳入では保険料の徴収実績、歳出は後期広域連合への納付金の増額をしたものです。9ページをお願いいたします。歳入です。1枠目の目1後期高齢者医療保険料、節1現年度分特別徴収保険料と節2現年度分普通徴収保険料の増額につきましては、実績により増額したものです。2枠目の目1繰越金の増額は、歳入に係る不足額を財源調整として増額したものです。10ページをお願いいたします。歳出です。1枠目の目1後期高齢者医療広域連合納付金の増額は、保険料の徴収実績により増額したものです。保険料は合計で65万円でございますが、歳出では102万3,000円を納付しております。これにつきましては、税納付金として入ったものは一度全て広域連合に納めるようにしております。しかしながら、還付として歳入還付で個人の方にお返しする分が出てまいりますが、あくまで広域連合には一度入ったものを全て納める関係から納める額が増えております。この場合広域連合に多く納めておりますがその差額については次の月の処理でその分を納め過ぎた分は調整するようになっております。以上のことから歳入と歳出の金額に差が出ております。以上、健康推進課所管の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。報告第5号、専決処分した令和2年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の報告について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第19 報告第6号～日程第21 報告第8号

◎議長（徳永 正道君） 日程第19、報告第6号、令和2年度繰越明許費繰越計算書、一般会計の報告についてから日程第21、報告第8号、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告についてを一括して行います。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第6号から報告第8号まで一括して報告いたします。報告第6号、令和2年度繰越明許費、繰越計算書、（一般会計の報告）につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づき、報告第7号、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計予算繰越計算書及び報告第8号、令和2年度あさぎり町下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告につきましては、地方公営企業法第26条第2項、ただし書の規定により、繰越明許費を調整いたしましたので報告いたします。詳細につきましては担当課長より報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それではまず報告第6号につきまして御説明申し上げます。一般会計におきまして、令和2年度から令和3年度に繰越しを行った34の事業につきまして報告をしております。左から番号、それから款項の予算区分、事業名、金額、そして翌年度繰越し額とその財源内訳について記載をしております。この繰越し事業につきましては、これまで補正予算の審議の中で繰越しの理由を含めて御説

明をしておりますので、事業ごとの説明は割愛させていただきます。1番下の合計をご覧ください。翌年度繰越し額の合計が2番目の数字でございますが、10億9,097万5,000円となっております。またその財源内訳としましてその右の数字が既収入特定財源でございます。順次未収入特定財源の国庫支出金、それからその横が地方債、そしてその他、これは受益者分担金でございます。そして1番右端が一般財源という数字に、金額になっております。以上で一般会計の繰越明許費、繰越計算書の報告を終わります。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） それでは、報告第7号について報告させていただきます。款1水道事業費用、項3特別損失、事業名、岡原第1送配水管災害復旧事業、翌年度繰越し額640万円。財源内訳としましては企業債100万円、国庫支出金481万6,000円、給水収益等58万4,000円でございます。令和2年7月豪雨により被災した岡原第1浄水場送配水管につきましては、災害復旧事業で年度内完了を目指し取り組んでしましたが、本事業は河川災害による道路復旧工事区間と並行する工事であり、道路復旧工事は年度をまたぐ工事であるため、水道工事においても年度内竣工に至らなかったものでございます。続きまして、報告第8号について報告させていただきます。款1下水道事業費用、項3特別損失、事業名下水道施設災害復旧事業、翌年度繰越し額487万3,000円。財源内訳としまして、企業債80万円。国庫支出金399万5,000円。汚水収益等、7万8,000円でございます。令和2年7月豪雨により被災した深田植の里区のマンホールポンプ制御盤の災害復旧に当たり、取替え対象の制御盤は、工場製作が必要な特注品であり納品に時間を要することから年度内竣工が困難となったものでございます。報告は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。それぞれについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第22 同意第1号

◎議長（徳永 正道君） 日程第22、同意第1号、あさぎり町教育長の任命同意についてを議題とします。先例に倣って米良教育長の退席を求めます。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第1号、あさぎり町教育長の任命同意についてよろしくお願いいたします。あさぎり町教育長を次のとおり任命したいので、議会の同意を求めます。令和3年6月11日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町免田東960番地7、氏名、米良隆夫、生年月日、昭和30年1月12日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町教育長を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。以上提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 前中村教育長ですが、当時、松尾教育長が自分の任期を残しながらですね、あさぎり町の将来の学校教育、それをもっと充実する必要性というのを強く考えられて、中村教育長にあとを託された経緯があります。それほど的人物でありまして、当時の松尾教育長の眼鏡にかなっただけの仕事をしていただいたものと評価を私はしておりましたが、しかしながら前町長が1期で首にされたわけであります。このことに対して前町長の周りの人たちのいろんな動きがあったことは承知しておりますが、今日の小学校・中学校の学習成績といいますね。基礎学力といろんな問題が出ておりますけれども、こういったことに対して、やはり教育長の人事というものが影響してるんじゃないのかなということを私自身は心配をしておるわけであります。そこで町長に伺いますが、学校教育の現状、そしてまた職場環境などからの

教育長を1期で交代させる。このことの功罪ですね。このことについてはどのように見ておられますか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい前任の前町長が決められたことですので、私自身はもうそのことにはコメントはちょっと出来ないと思いますが、ただやはり今回私も教育長を選任するに当たり考えましたことは、やはり持続性、教育関係についてはやはり流れがあるなあということを思いました。そういう意味で米良教育長にもう1期してもらって、そしてまた次の方にバトンタッチしていく流れをつくっていききたいというようなことを感じてるところです。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。わかりました。私はもう前段がありましたんで、再任されるのかどうかというのを見ておりましたが、今日の提案でありますから、それはそれとしてよしとしなければなりません、米良教育長にですね、今後何を期待されているのかと。そしてまた再任するに当たりましてですね、米良教育長に対しての課題、今学校教育いろんな問題があります。数年前は先生がたの暴力問題もありましたが、やっぱりいろんな課題があさぎり町にあります。そういったことに対しての対応策、しっかり私は多分に課題を授けられてるのではないのかなというふうに思うんですけども、どのようなことを指示をされて、それに対して米良教育長はどのような回答、受けてされておられるのかその辺をしっかりお伺いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。米良教育長は、2年ちょっと一緒に仕事をさせていただきましたが、確かに今議員言われるように、ちょっといろんな問題もありました。体罰のこともありましたし、あるいは複式学級のこともありましたし、その都度ですね、教育長は町長室のほうに来ていただいて、いろいろな問題を素直に私のほうに報告していただいて、私の意見等も聞き入れていただきました。まだまだ教育長ももう一期やって、そしてこれ1期目の振り返りもしながらそこで考えたこと経験されたこと、それを次の1期でいろいろやってもらいたいというようなことはお願いしました。もちろん複式学級のこともありますし、学校規模等審議会も本年度から始まります。そういうことも含めて、あるいは先ほど議員からも質問がありました支援員のことも含めてですね。いろんなやはり課題がありますので、教育長もその問題はこの3年間一緒にやってきましたので、私とは2年間ですが一緒にやってきましたので、それをですねまたこれからの3年間で教育長と連携をとりながらやっていきたいと思います。1番は、子ども達の学力を上げることもひとつの目標ですが、やはり子ども達がすくすくと健やかに育ってくれるようにそういうものを模索していきたいということで、教育長ともですねそこら辺のところはじっくり話し合いをしてそしてやっていくことになっております。お互いに話し合いがスムーズにいく関係ですので、その辺は私も安心しているところです。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから同意第1号を採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉じます。ただいまの出席議員は13人です。次に、立会い人を指名します。会議規則第28条、規定によって、立会い人。9番、永井議員、10番、皆越議員を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また、白票及び賛否が明らかでない

投票は、否とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。以上なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。永井議員、皆越議員。投票の立会いをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 投票の結果を報告いたします。投票総数13票、有効投票11票、無効投票2票、有効投票のうち賛成票7票、反対票4票。以上のとおり賛成が多数です。したがって同意第1号、あさぎり町教育長の任命同意については同意することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） 議場の出入口を開きます。米良教育長の入場を許します。

日程第23 同意第2号

◎議長（徳永 正道君） 次に同意第4号を採決します。失礼しました。日程第23、同意第2号、あさぎり町教育委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第2号、あさぎり町教育委員の任命同意についてよろしくお願いいたします。あさぎり町教育委員を次のとおり任命したいので、議会の同意を求めます。令和3年6月11日提出、あさぎり町長尾鷹一範、住所、熊本県球磨郡あさぎり町岡原北1014番地の2、氏名、伊勢啓史郎、生年月日、昭和29年8月17日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町教育委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。以上、提案申し上げますので同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから同意第2号を採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉じます。ただいまの出席議員数は13人です。次に立会い人を指名します。11番、小見田議員。12番、溝口議員を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また拍手及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番から順番に投票願います。投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。小見田議員、溝口議員、開票の立会いをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 投票の結果を報告します。投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロです。有効投票のうち賛成票13票、反対票0票であります。以上のとおり賛成が多数です。したがって同意第2号、あさぎり町教育委員の任命同意については同意することに決定しました。

日程第24 同意第3号～日程第28 同意第7号

◎議長（徳永 正道君） 日程第24、同意第3号から日程第28、同意第7号までのあさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については関連がありますので一括議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第3号、あさぎり町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてよろしく願いいたします。あさぎり町固定資産評価審査委員会委員を次のとおり選任したいので議会の同意を求めます。令和3年6月11日提出、あさぎり町長尾鷹一範。提案理由を申し上げます。あさぎり町固定資産評価審査委員会委員を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。住所、熊本県球磨郡あさぎり町上東1,369番地4、氏名、藤川友行、生年月日、昭和26年12月20日生まれ。以下、同意第4号以降につきましては、御住所、お名前、生年月日について御説明申し上げます。同意第4号、住所、熊本県球磨郡あさぎり町免田東5,047番地1、氏名、荒木昭二、生年月日、昭和24年5月21日生まれ。同意第5号、住所、熊本県球磨郡あさぎり町岡原北99番地1号、氏名、富田道孝、生年月日、昭和20、昭和31年10月12日生まれ。同意第6号、住所、熊本県球磨郡あさぎり町須恵4,837番地、氏名、佐藤祐恵、生年月日、昭和42年3月28日生まれ。同意第7号、住所、熊本県球磨郡あさぎり町深田東1,350番地、氏名、白柿耕一、生年月日、昭和30年1月に4日生まれ。以上提案申し上げますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから同意第3号から同意第7号まで質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。同意第3号から同意7号まで討論がなければ直ちに採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって討論がなければ直ちに採決を行うことに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） 同意第3号から同意7号まで、第7号まで討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで同意第3号から同意第7号までの討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから、議案別に採決を行います。まず、同意第3号を採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席議員は13人です。次に立会人を指名します。13番森岡議員。1番小谷議員を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また、白票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。投票用紙の漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番から順番に投票願います。投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。森岡議員、小谷議員、開票の立会いをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 投票結果を報告します。投票総数13票、有効投票13票、無効投票0です。有効

投票のうち賛成12票、反対1票です。以上のとおり賛成が多数です。したがって同意第3号は同意することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） 次に、同意第4号を採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席議員数は13人です。次に、立会い人を指名します。2番、岩本議員、3番、難波議員を指名します。投票用紙を配ります。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また、白票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。岩本議員、難波議員、開票の立会いを願います。

◎議長（徳永 正道君） 投票結果を報告します。投票総数13票、有効投票13票、無効投票0です。有効投票のうち賛成13票、反対0です。以上のとおり賛成が多数です。したがって同意第4号は同意することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） 次に、同意第5号を採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席議員数は13人です。次に立会い人を指名します。4番、加賀山議員、5番、橋本議員を指名します。投票用紙を配ります。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また、白票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番から順番に投票願います。投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。加賀山議員、橋本議員開票の立会いを願います。

◎議長（徳永 正道君） 投票結果を報告します。投票総数13票、有効投票数13票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成票13票、反対票0票です。以上のとおり賛成が多数です。したがって同意第5号は同意することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） 次に、同意第6号を採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席議員数は13人です。次に立会い人を指名します。6番、小出議員、7番、豊永議員を指名します。投票用紙を配ります。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また白票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。小出議員、豊永議員、開票の立会いを願います。投票結果を報告します。投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成12票、反対1票。以上のとおり賛成が多数です。したがって同意第6号は同意することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） 次に、同意第7号を採決します。この採決は無記名投票で行います。ただいまの出席議員数は13人です。次に立会い人を指名します。8番、山口議員、9番、永井議員を指名します。投票用紙を配ります。本案に賛成の方は賛成、反対の方を反対と記載願います。また、白票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。山口議員、永井議員、開票の立会いを願います。

◎議長（徳永 正道君） 投票結果を報告します。投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票です。有効投票のうち賛成12票、反対0票です。以上のとおり賛成が多数です。したがって同意第7号は同意することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） 議場の出入口を開きます。

日程第29 同意第8号

◎議長（徳永 正道君） 日程第29、同意第8号、あさぎり町固定資産評価委員の選任同意についてを議題とします。先例に倣い、池上税務課長の退席を求めます。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第8号、あさぎり町固定資産評価委員の選任同意についてよろしく願います。あさぎり町固定資産評価委員を次のとおり選任したいので、議会の同意を求めます。令和3年6月11日提出、あさぎり町長尾鷹一範。住所、熊本県球磨郡あさぎり町上西273番地、氏名、池上聖吾、生年月日、昭和39年10月7日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町固定資産評価委員を選任するため、地方税第404条第2項、あさぎり町税条例第76条及びあさぎり町固定資産評価員規則第2条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。以上提案申し上げますので、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、同意第8号は原案のとおり可決されました。池上税務課長の入場を許します。ここで暫時休憩します。

休憩 午後4時03分

再開 午後4時04分

◎議長（徳永 正道君） ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後4時04分

再開 午後4時11分

日程第30 発議第1号

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第30、発議第1号、あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び議員費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案は、山口和幸議員ほか2人から提出されております。提出者の趣旨説明を求めます。山口和幸議員。

◎議員（8番 山口 和幸君） 本議会最終日になり、おしせまの発議になっておりますが大変御迷惑をおかけ致しますけれども、議運のほうで発議の許可をいただいております。さらに、全協の折に趣旨等の説明を詳しくしたつもりでございます。それではまずは朗読をもって発議いたします。発議第1号、令和3年6月11日、あさぎり町議会議長徳永正道様。提出者あさぎり町議会議員山口和幸。賛成者、あさぎり町議会議員皆越てる子。賛成者、あさぎり町議会議員、永井英治。あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第十条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。冒頭ちょっとお話し申し上げましたとおり、提案の理由等々につきましては、全協の折に詳しく説明をいたしておりますので、ここに記載の提出理由を朗読させていただきます。新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨災害による町民生活や地域経済の影響が深刻化する中、一層の支援が必要なことから、議員の報酬の月額を減額するため改正するものであります。なおこの条例は令和3年7月1日から令和4年3月31日までといたします。内容につきましては新旧対照表で説明をいたします。まず1ページでございますが、こちら第2条の議長等議員の報酬額は次のとおりとするという現行から改正後の案ということで、朗読いたします。議長月額31万6,000円を30万円へ、副議長26万1,000円を24万8,000円へ、委員長24万円を22万8,000円へ、議員23万7,000円を22万5,000円ということで先ほど申し上げました本年の7月1日から来年の4月までの令和4年の3月31日までの改正を提出をいたします。さらに、このまま来年この条例が3月31で失効いたしますと、今までの条例が残らないということになりますので、上部機関のほうに御相談を申し上げまして、いわゆる2段ロケット制というかそういう形の改正条例をつくったほうがいいという指導をいただきましたので、新旧対照表の最終ページ、議長報酬30万円を31万6,000円へ、24万、副議長24万8,000円を26万1,000円へ、委員長22万8,000円を24万円へ、議員22万5,000円を23万7,000円ということで、1ページの改正条例を見ていただくと分かると思います。第1条第2条に記載のとおりのことをただいま説明いたしました。重複いたしますけれども、これで本年の7月1日、もし議決いただきますと、本年の7月1日から来年の4月、4月1日までにこの条例が生きると。それを過ぎると自然的に第2条が残るといようなことになってまいります。以上、発議をいたします。是非皆様方御審議いただきまして可決いただくようによりしくお願いいたします。以上説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。溝口議員。

◎議員（12番 溝口 峰男君） 伺いたいことが3点あります。これまで議会活性化特別委員会でも申し上げてまいりましたが、議員一人一人に関する議員報酬や議員定数につきましてはですね、議会活性化特別委員会で十分な時間を割いて審議をして、全会一致を見て、議会活性化特別委員長が議会に提案するというのがこれまでの慣例でありました。しかしながら今回は慣例を破りつつありますかね。違った形で山口議員が提案者となつての発議であります。今回の議員報酬の削減に関する発議は、後々の議会の在り方に私

は大きく影響するのではないのかなというふうにも考えます。なぜこれまでの慣例と違う形ですね、山口議員自ら提案しなければならなかったのか。そこをまずは伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 山口和幸議員。

○議員（８番 山口 和幸君） はい。そのことにつきましては、３月の議会の折に実は私の中では昨年のコロナ禍が始まり、更には７月の豪雨等々その折にお話ししたこともございましたが、このときまさに国難の時のことについては、やはり執行部の活動を支えるとしっかり。ということで６月の議会で一般質問を皆さん方に御相談をして取りやめた経緯があります。このことにつきましては何度か申し上げておりますのでもう皆さん方承知と思いますが、東北の大震災のときに学んだことでございます。そういうことで、やはり私の中では、どこかの時点ではという頭はなかったわけではありません。被災者等々に寄り添うという考え方はですね。ただしこのコロナがとりわけどういう方向にいくのか。なかなか見極めがつかない。そういう事情がありました。それから年明けて今度は第４波ですかね。そういったことが起きていくときに、やはりこれはもうどこかの部分で何らかの行動を起こす必要があるだろうということを自分自身の中に気持ちを決めて、だからまず発議することに賛同議員の方を募って、さらに当然発議ですから議運にかけなければなりませんから議運で皆さん方の意見を聞くと。発議として取り扱ってもらえるかということですよ。それから、当然全協にかけて、皆さん方の意見を聞いて発議をするという気持ちを持っておりましたので、ただし活性化、今までの例えば報酬の改定等が主だったと思うんですが、その慣例を破ってということは私の中には何かないというか、手順は踏んだつもりだと思うんですよ。だから、そのときにありがたいことに活性化委員長からぜひ活性化のほうで議論をしたいということでありましたんで、あのときに申し上げたとおり、やっぱ基本こういったものは全会一致、全議員の理解を持ってやるほうがいいというのはもう当然私の中にありましたので、あのときは活性化委員長からの提案に、もうぜひよろしくとということで下駄を預けたといえますか、お願いした経緯がありましたよね。それが、先だっつの活性化委員会での委員長の考え方は、１人の方に意見を聞いて私の意見はこうですということで、もうそれで活性化終わってしまったんですね。そういう状況下でありましたので、また改めて今朝発議の文章をつくって、して議運の委員長にお願いして議運にかけていただいた。して発議することを許可いただいたということであります。さらに、議運の皆さん方にもお話をして、ぜひ全協で皆さん方にもお話をしたいということで皆さん方にお話をして今に至ってるということであります。以上が私の思いであり経過です。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男君） はい。前回、その前の中ですね、活性化委員会で、議論の中で、この案件については手続が発議の手続は間違っていないで、そのまま提案したいという発言がありました。そういう発言があったもんですから皆さん方がこれはもう議会活性化委員会の特別委員会の委員長とか等が発議する案件ではないということをお考えになったんだろうと思います。発議はこれもう当然議員それぞれの権限、権利が一つありますんで、それについてとやかく言うべき問題ではありませんが、しかしながら、こういう今までの定数の問題も随分と議論してきた中でそういう慣例がありましたから、本来は全会一致を見てそして委員長名で出されるとやっぱり、なるほどなというふうに私どもは、また町民も理解されて納得されるのではないのかなというふうに思いますからね、そういう質疑をしたわけでありまして。いかんせん今回はそういう状況になりましたんで、しかしながら私は山口議員はもう当然、議長経験者でもありますから、本来は先ほどから申し上げているように議会が一つになって方向性を一つにしていくほうが、私は町のためにも将来の山口議員のためにもなるのではないのかなというふうにも思うわけでありまして。そこで今回は議員だけの報酬の削減ですが、これは町全体を考えてみたときに、職員は別としてもやっぱり三役おられますが、そういう方々に対して同じ足並みをですね、そろえるようなことは出来ないかと。議会だけがこういう形で果

たしていいのかどうかですね。町民からすると、何で議会だけかと。そういうような意見も私は出てくるんじゃないのかな。だからこれに対して執行部あたりにお話をなされたのかどうかということはいかがでしょう。

◎議長（徳永 正道君） 山口議員。

○議員（８番 山口 和幸君） はい。大変ありがたい言葉もいただき御配慮に感謝申し上げたいというふうに思いますが、端的に申し上げていわゆる町長以下町の三役の方、特別職の方、この方たちと必ずしも歩調を合わせなければならないという考え方は私の中にはありません。ありませんでした。といいますのが、町民の皆さんの幸せのために執行部も議会も一緒になってまちづくりを進めていくということはとても大事なことで、それは全く異論ありません。その中で、やはり二元代表その中で町長の役割と議会の役割はやっぱり分かれるんですよね。だから、そこで私のほうから町長のほうに私たちはこういうふうに考えてますけど一緒に考えませんか等々は私は言うべきではないと思っております。これは、このコロナ禍の中にあってもですね私たちも相当動きが制限されておりますけれども、執行部は制限されながら、されながらもやっぱり相当な仕事量をこなしていると私は思います。そういった等々を考えたときに、先ほど申し上げましたまず二元代表制なんで、三役の在り方についてはですね、三役のいろんなことの在り方については、それはもう町長のほうでお考えいただくということが私は大事だというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男君） 今回の削減んの原因といいますかね、これにつきましては先ほどお話のようコロナの問題や災害これらの事があったからということではありますが、この二つの対策については執行部、尾鷹町長も共に議会も一生懸命町民に寄り添いながらやっぱり素早い対応をしてきたんじゃないのかなというふうに私は思います。今後もですねやっぱりそのことについては一生懸命地域の皆さん方のために頑張ろうということは全員議員がやっぱり気持ちを一つにしているんだろうと私は思います。そういうことをしたときに、私は今の姿を見ていただくと、町民の皆さん方も理解をしてもらえないんじゃないのかなというふうに私は自身はそう思うんです。私はですね今の町民の皆さん方が関心の高いことは議員の報酬の削減ではなくて、次の町長選挙と議員選挙の同日選挙をしてほしいと。そっちのほうで財政の削減につながるよ。だからこそ一緒に実現してほしいって、こっちのほうで私は地域の皆さん方の関心度は高いんじゃないのかなというふうに思います。その辺りはどのようにお考えですか。この同日選挙あたりについてもですね。

◎議長（徳永 正道君） 山口議員。

○議員（８番 山口 和幸君） はい。最初に、後のほうの質問にもなりましたが、同一選挙、同日選挙についてはですね、それはもう当然活性化のほうでしっかり議論をしていくやはり大きな課題である。重要な課題であるというふうには認識いたしております。ぜひそれにつきましては町民の方も大変関心がある課題だと思うんで、ただいまの活性化の委員長を中心、委員長副委員長を中心としてですね、しっかりとした議論をしていただければというふうに思います。私も私なりの意見を述べたいと思います。それから、最初のほうの災害、コロナ対策に対する執行部の取組については私は高く評価しております。先ほど申し上げましたとおり、東北大震災で学んだいわゆる執行部がいろんな制約を受けないでですね、この事に当たっていくということを議会がサポートしていくということでもありますので、その中で尾鷹町長を中心としたですね先ほど言いましたコロナ対策災害対策についてはいち早く取り組んでいただいて、きめの細かい政策を打っていただいているということで先ほど申し上げましたとおり高く評価をいたしております。今後もぜひそういった思いで町民のためにですね、町民の皆さんのために執行部一丸となって取り組んでいただき、私たちもそれをしっかり支えていくということは何ら変わってもおりませんし、そういう思いであります。その中で、今回のことで溝口議員と少し温度差があるかもしれませんが、私自身は全協の折にも申し上げましたと

おり、私も社会人になって50年を超える行政に携わる、まだ携わっておりますけども、これだけコロナ災害等々のダブルパンチでですね町民の皆さんの生活にほんと大きな課題を残した事は初めてなんです。したがって私も戸惑いもあります。もう旧免田町の時代からほとんど町内の飲食店に出かけておりましたんで、そういう意味ではやはり相当ショックを受けております。その中でありますので、私自身のもちろん先ほど申し上げましたとおり町のほうは国の交付金を活用してですね、ほんときめの細かい対策を打っていただいていることはもう先ほど申し上げましたとおりであります。ただ、やはり心の傷といいますか、はその場面に触れて話をするとですね、やっぱりやはりたまらない部分があります。それで、私はもちろん同日選も大切であります、まず町民の皆さんに寄り添うということを考えてみたというところでもあります。そして皆さんと一緒に力を合わせてこの国難を乗り切っていくと。新しい生活様式をしながら、新しいまちづくりを進めるということをやっていければというふうに思っている今回の発議であります。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 2番の岩本です。私は今度の発議に対して反対の立場からちょっと述べさせていただきますと思います。まずですね議員報酬というのは、議員個人個人の議会活動及び日々の議員活動ですね、の役務に対する対価ですね、こういう考え方があります。今回のように報酬を一律カットするというような案件の場合は、やはり全会一致で決めるものと思っています。また、議員報酬をカットする理由として、例えば今回のコロナウイルス感染及び7月豪雨対策のためにですね町の財源、あるいは財政調整基金が極端に減り、行政サービスを行う上で支障があると。あるいは議会活動、議員活動においてですね町民の信頼を著しく失墜させるような行動言動があった場合と考えております。今回国はですね令和2年度に補正予算を組んであさぎり町において総額6億9,294万6,000円の地方創生臨時交付金を投じてですね、コロナ感染予防策として売上げが減少した農林業及び商工業に持続化補助金、持続化給付金等の支援策を行っております。また7月豪雨に対しては、激甚災害に指定されたこともあってですね国と県と町がほんとにワンチームになって復旧復興のスケジュールを組んでですね現在も支援を行っています。また、国民に対しては、特別定額給付金として1人当たり10万円の給付を行い、行っております。あさぎり町においては町民の皆様は3回ですね地域応援券を発行して、町民の暮らしを支えています。今回ですね議員の中にも7月豪雨によって被災された方がいます。しかしながら去年よりですね各々の議員がですねやっぱこの7月豪雨の復旧のためにボランティア活動に参加したり、あるいは定例会議の中、最中にですね積極的にやっぱ町内の飲食店を利用したり、あるいは日々の生活の中でテイクアウトをとったりしてほんとに間接的な支援を行っていらっしゃる。そのような状況の中ですねあさぎり町においては極端な財源不足に陥ったり、あるいは倒産や失業者が増えたりということには至ってないと思います。私は議員としてですねやっぱり間接的ではありますが、今後もこのような支援を行っていくことが本当であり、行っていくべきであろうと思います。議員報酬をほんとにカットするまでにはまだ至ってないと思い、反対の意見を申し上げます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 私も反対の討論をさせていただきます。議員報酬につきましてはですね今までも議会活性化等で随分議論してまいりました。そして全国地方議会議長会におかれましても地方議会の報酬と定数に関する研究会のですね報告がなされております。現在議員の成り手が非常に少なくなってくる原因の一つに報酬の低さにあります。その改善をということで全国議長会のほうからもそういう提言をな

されている最中でございます。やはりあの近隣ですねこのような今回のコロナウイルス、7月豪雨災害に対する経済の冷え込みに対する議会の議員の報酬の削減等については、今日議長に伺いましたところ県においても、隣の球磨郡の隣接町村においてもほかにはないということでございますのは、やはり一つはそういう全国議長会の研究会の報告はやっぱり根底にあるものと思っております。心情は十分理解するんですけど我々議会としましては、議員報酬を削減した財源が果たしてそこに回るという確証はないと思います。それよりも、そういうことの政策とかその検証とか次に対してそういう経済対策を打つことに全力を費やすのが我々議員の1番の使命だと思っております。今ですね国の人事院、から熊本県の人事委員会の動向を見ますときに、こういうコロナ関係のことを踏まえてですね4月26日から6月22日まで民間給与実態調査中でございます。いずれ勧告が下されるものと思っておりますし、そのときに全て、多分職員さんにもそういう影響が来たときにこそ我々も動くべきと思っております。そのときは多分近隣町村も同じ足並みをそろえるということで予想がつきますので、特にうちの議長におかれましては、球磨郡の議長会の会長でもありますので、その辺の足並みを揃えることにつきましても非常に影響がございますので、今回の削減案に対しましては一応反対をさせていただきます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 反対討論が出ましたが、ほかに。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、私賛成の立場で討論させていただきます。私昨年春の改選でここに議席をいただきましてまだ1年ちょっとでございます。時をほぼ同じくして、今のコロナ禍そして豪雨災害、それ以前の表現的に通常とっていいのかわかりませんが、そういった中での議員活動議会活動というのをまだ私経験しておりません。諸先輩方、諸先輩議員の皆さん方はそういった中でそれまでの経験の中でまた今現在そういった通常と違う状況の中での議員活動をされてると思いますが、なかなか私個人と申しますか私自身は、そういった中での議員活動が制限されてる中で、それをうまくまた自分の中で消化してやるということが出来てないのは正直もどかしい部分がございます。それはそれとして議会活動の中で今それぞれ御意見があるようにやっていく。それがコロナ禍であっても報酬削減とかそういったものにつながるものでない、日常の議会活動できちんとやっていけばいいものであるというような御意見も今あっておりますが、私はもうシンプルに議会の一つの姿勢としてこういった形をすることがですね住民の皆さん方にとってはですね町の財政にこれがどれだけ数字的に反映されるかどうかは微々たるものという考え方はありますが、一つの議会の姿勢としてこういったことを意思を、議会の意思を示すという形でですねやることには意味があると私自身は考えております。自分自身でこの議員報酬の問題と別に先ほど申し上げましたように、困難な状況の中でまた別途きちんとした活動をするのは当たり前だという大前提の中で、でも今回のこの議員削減というのは一つの意味があるというふうに思います。それは先ほど趣旨説明でもございましたが、あるいは質疑の中で御答弁でもありましたが、通常ではない。私自身ももうこういった状況というのは当然ながら初めての経験ですね。今のこの状況。であればやっぱ通常考え方プラスアルファの部分はどうしてもあるというふうに思っております。そういうことでとにかく私はシンプルに今回の報酬削減に関しましては議会の意思をあらわす一つの方法として意味があるというふうな視点で賛成と考えるところでございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立6かな。起立少数です。したがって、発議第1号は原案のとおり否決されました。

日程第3 1

◎議長（徳永 正道君） 日程第3 1、広報調査特別委員会委員の辞任についてを議題とします。6月1日に橋本誠委員、豊永喜一委員、永井英治委員、皆越てる子委員から各常任委員会の申合せにより広報調査特別委員を辞任したいとの申出があります。お諮りします。本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、橋本誠委員、豊永喜一委員、永井英治委員、皆越てる子委員の広報調査特別委員の辞任を許可することに決定しました。

日程第3 2

◎議長（徳永 正道君） 日程第3 2、広報調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。広報調査特別委員会委員に4人の欠員が生じたので、新しい委員の選任を行います。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。新しい委員については、委員会条例第8条第4項の規定によって御手元に配りました名簿のとおり難波文美議員、小出高明議員、山口和幸議員、溝口峰男議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、新委員として難波文美議員、小出高明議員、山口和幸議員、溝口峰男議員を選任することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） 広報調査特別委員会開催のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後4時46分

再開 午後4時52分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第3 3

◎議長（徳永 正道君） 日程第3 3、特別委員会の委員長副委員長の選任結果についてを議題とします。広報調査特別委員会の代表者に報告を願います。小谷委員。

○議員（1番 小谷 節雄君） それでは広報調査特別委員会より御報告いたします。ただいま休憩中に委員会を開催いたしました。年長議員であります溝口議員のほうでの臨時委員長ということで委員長選任を行いました。その中で、私小谷が委員長に選任をされました。引き続き副委員長に、これまでの委員長でございました岩本議員に就任をいただくことになりました。よってこれからの広報調査特別委員会につきましては、委員長小谷、副委員長岩本ということで行っていくことになりました。以上、広報調査特別委員会より御報告を申し上げます。

日程第3 4

◎議長（徳永 正道君） 日程第3 4、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。御手元に配付しました文書のとおり議員の派遣を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって議員を派遣することに決定いたしました。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は議長に一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本定例日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和3年度あさぎり町議会第1回会議を閉会いたします。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後4時55分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 3 年 7 月 2 9 日

議 長 徳 永 正 道

署名議員 小 谷 節 雄

署名議員 岩 本 恭 典